## 第3部 <br> 高龄者分野

（余白•中表紙裏）

## 第3部 高齢者分野

## 第1章 高齢者分野の基本理念等

## 1 基本理念

福岡市がこれから迎える超高齢社会では，高齢者が数の上で大きな割合を占め，社会の中で重要な役割を担っていくことが期待されています。
福岡市でも今後 65 歳末満の人口が減っていきます。
一方，大幅に増加する 65 歳以上の方々は，自分自身を高齢者であると考える方は少なく，まだまだ頑張りたいと考えています。また身体機能も大幅に向上し ています。
心身共に元気な高齢者が，生きがいのある毎日を送り，健康を維持していくた めには，意欲や能力に応じて社会の中で活躍できる仕組みや環境を作っていくこ とが必要です。また，そのことは福岡市がこれからも活力ある都市として発展し続けていくためには不可欠な要素です。
あわせて，加齢によって介護や医療が必要になった場合には，できるだけ長く在宅で暮らし続けることができるよう，切れ目のないサービス提供の仕組みが必要となります。行政や介護事業所が提供するサービスにあわせ，近隣の方による生活支援があれば，より長く住み続けることが可能となります。こうした場面に おいても，元気な高齢者の方々が支える側として活躍いただくことが大いに期待 されています。

このような新たな仕組みを実現し，持続可能なものとするためには，高齢者の方々が少数で若者や壮年層が多かった時代の制度や考え方では，対応できなくな っています。
高龄者の方々が「支えられる側」だけではなく，「支える側」として活躍できる仕組みが必要となっており，こうした制度の創設に向けて，既存施策の再構築が必要です。

また，高齢化は日本だけでなく，世界共通の課題となっており，特にこれから急速に高齢化が進むアジアの国々は，日本の取組みに注目しています。福岡市が この分野で持続可能な施策に先導的に取り組むことは，高龄社会対応のモデルと してアジアの国々にも貢献することにつながります。

このような点を踏まえ，高齢者分野の基本理念を以下のとおりとします。

## 基 本 理 念

高龄者が年齢に関わらず，意欲や能力に応じ，生きがいをもっていきいき と活躍することができ，介護が必要になっても，できるだけ住み慣れた地域 で安全•安心に暮らすことができる社会を実現します。

## 2 計画の位置づけ

本分野は，介護保険法第 117 条第 1 項に定める介護保険事業計画と一体的に， また，社会福祉法第 107 条に基づく地域福祉計画，その他の法律の規定による計画であって高齢者の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちつつ策定し，「介護保険事業計画」とあわせて老人福祉法第 20 条の 8 に定める市町村老人福祉計画とします。

## 3 基本目標

○基本理念に基づき， 5 つの基本目標を定め，各施策を実施します。
（1）いきいきとしたシニアライフの実現
○高齢者が社会の中で役割を持っていきいきと暮らせるよう，積極的な社会参加活動を支援します。

## （2）安心して暮らせるための生活基盤づくり

○高龄者が地域で安心して暮らせるよう，住まいや助け合いの仕組みづくり，買い物•移動支援等，適切な施策を推進します。

## （3）認知症施策の推進

○今後増加する認知症の人や介護する人への支援に取り組みます。

## （4）介護保険サービス＊の適切な利用の推進と円滑な制度運営

○第6期介護保険事業計画を着実に推進します。

## （5）高齢者総合支援体制づくり

○体制づくりを進めるとともに，様々な場面でのICT＊（情報通信技術）等の利活用を図ります。

[^0]
## 4 施策体系

○基本目標に基づき，以下の体系により高齢者施策を推進します。

## 〈推進施策〉

| 基本目標 | 施 策 |
| :---: | :---: |
| 【基本目標1】 <br> いきいきとしたシニアラ イフの実現 | （1－1）社会参加活動の促進 |
|  | （1－2）就業を通じた生きがいづくりの支援 |
|  | （1－3）活動の拠点づくり |
| 【基本目標2】 <br> 安心して暮らせるための生活基盤づくり | （2－1）住まいの確保 |
|  | （2－2）移動支援と買い物支援 |
|  | （2－3）支え合う地域づくり |
|  | （2－4）在宅生活支援施策の充実 |
| 【基本目標3】 <br> 認知症施策の推進 | （3－1）認知症に関する啓発の推進 |
|  | （3－2）適切な医療•介護サービスの提供 |
|  | （3－3）介護する人への支援の充実 |
| 【基本目標 4】 <br> 介護保険サービスの適切 な利用の推進と円滑な制度運営 | （4－1）介護予防と生活支援サービスの充実強化 |
|  | （4－2）地域密着型サービスの整備 |
|  | （4－3）施設•居住系サービスの整備 |
|  | （4－4）介護人材の確保 |
| 【基本目標 5】 <br> 高齢者総合支援体制づくり | （5－1）地域包括支援センターと各種相談機能の充実 |
|  | （5－2）地域ケア会議の推進 |
|  | （5－3）I C T（情報通信技術）等の利活用 |
| 主な老人福祉事業の目標量 |  |

## 第2章 施策各論

## 【基本目標1】いきいきとしたシニアライフの実現

## 〈現状と課題〉

## （1）平均寿命の延伸

○我が国の平成 26 年（2014 年）の平均寿命は男性 80.50 歳，女性 86.83歳と世界最高水準となっており，今後さらに伸びていくと予想されます。昭和 30 年代半ば～40年代半ばの高龄化率 $6 \sim 7 \%$ の頃には，人生 65 年といわれ ていましたが，いまや人生 90 年時代となり， 65 歳で定年退職を迎えた人は， その後 20，30 年という長い期間を過ごすことになります。この期間を元気 に活動的に暮らすことは，一人ひとりが生きがいのある人生を送る上で不可欠 な要素です。

## （2）外出

○東京都健康長寿医療センターによると，高龄者が家に閉じこもることなく，積極的に外に出かけることは，介護予防や認知症予防に非常に効果があるとされ ています。高齢者実態調查では，外出しない理由で最も多いのは，「特に外出す る用事がない」となっており，仕事や趣味•学習•文化活動•社会参加など，社会のあらゆる場面で積極的に活躍できるよう支援していく必要があります。

【図表 79】介護予防•認知症予防における外出の効果

（注 1）新潟県 Y 市 65 歳以上の高齢者を対象に 2000 年から 2 年間追跡調査した結果
（注 2）もともとの健康状態や社会的役割の差による影響を除いて比較果
出典：「老人研 NEWS No． 219 2007．3」（東京都健康長寿医療センター）

## （3）就労

○高齢者の就労は，生きがいだけでなく，収入を確保する点からも重要です。多様な価値観を持つ「団塊の世代」をはじめ，増大する高齢者の方々が求め る就労の場や社会参加の姿は多種多様となっています。
○福岡市ではシルバー人材センターが短期的な軽労働の提供など生きがい就労支援の役割を担っていますが，就業先や業種が限定的であり，今後増加が予想されるホワイトカラー層退瞕者にとって魅力あるものとなっていないため，会員数は長期にわたって減少傾向です。高齢者の二ーズに沿った新しい働き方の開発など，就業促進に向けた検討が必要となっています。

【図表 80】高齢者の有業者率の比較


出典：「平成 24 年就業構造基本調査」（総務省統計局）

## （4）高齢者の活躍

○少子化の影響により，これから福岡市でも社会を支える人口が減っていきま す。介護分野の人材不足が深刻化しており，また地域コミュニティにおいて も，支え手不足や後継者不足が問題になっています。地域をはじめ社会の様々 な場面では高齢者の活躍に期待が寄せられており，参加を支援する仕組みづ くりが必要です。
○「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」（内閣府）によると，健康• スポーツ，地域行事，就業などに活動•参加したい60歳以上の方は $72.5 \%$ となっています。また，高齢になっても就業意欲は非常に高く，約7割の方 が 65 歳を過ぎても働き続けたいと希望しています。

【図表 81】何歳ごろまで仕事をしたいか

（注）60歳以上の男女を対象とした調査
出典：「平成 25 年度 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査結果」（内閣府）
○平均寿命が延びた現在では， 65 歳からを高齢者とする意識は変わってきました。 また歩行速度が 10 年程度若返っているという報告があるなど，身体能力が高 く，これからも何かをしたいという方々がほとんどです。一人ひとりの意欲と能力に応じて，社会の「支え手」として積極的に活躍できるよう支援すること が必要です。
○高齢者の社会参加や健康増進，教養の向上，レクリエーション等の活動拠点と して各区に 1 か所ずつ整備している老人福祉センターは，当初の設置から50年近くが経過しており，時代の二ーズにあわせた活用方法の検討が必要となっ ています。

## 〈 施策の方向性〉

○高齢者が社会の中で「居場所」と「出番」をもって，いつまでも元気で活躍し，生きがいのある生活を送ることができるよう，様々な社会参加活動を支援しま す。

○社会参加活動の中でも特に望まれている就業分野について，シルバー人材セ ンター等既存組織とのより良い連携方法を考えながら取組みを進めます。
○社会参加の活動拠点の一つである老人福祉センターについて，人生 90 年時代に対応した内容に向けて見直しを進めます。
○それぞれの意欲や能力に応じて「支える側」として活躍する人を応援する持続可能な制度や仕組みの創設に向け，既存施策の再構築を進めます。

## 施策1－1 社会参加活動の促進

○高齢者が社会の中で元気に活躍し，生きがいのある生活を送ることができるよう，趣味•教養•文化など，様々な活動を促進します。特に，ボランティア活動や就業 など，社会を支える積極的な社会参加活動や介護予防につながる活動を促進します。

○文化芸術の持つ，集団活動や交流の推進による相互理解を向上させる力を活用し，高齢者の社会参加活動を促進します。
○老人クラブ活動の活性化や，住民団体による地域の見守り活動の推進などを通じて，高齢者の地域活動への参加促進を図ります。
○健康づくりや地域活動への参加促進に向け，高齢者一人ひとりの取組みや，地域に おける取組みを応援するインセンティブ制度＊の創設について検討します。
【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 老人クラブ活動支援 | 高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため，老人クラブ活動費及び <br> 福岡市老人クラブ連合会運営費，各種事業費等について助成 |
| 福祉バス | 老人クラブや心身障がい者，母子団体等を対象に，研修やレクリエーショ <br> ン等の活動参加を助成 |
| 高齢者創作講座•老人教室 | 高齢者の社会参加の意識昂揚や相互親睦を図り，生きがいを高めるため， <br> 創造的活動への参加や，相互の教え合いを支援 |
| 全国健康福祉祭参加支援 | 毎年開催される全国健康福祉祭へ参加する福岡市選手団の参加費等の一部 <br> を助成 |
| 高齢者乗車券 | 高齢者の社会参加を推進し，高齢者福祉の向上に寄与するため，交通費の <br> 一部を助成 |
| アラカンフェスタ | これからの生き方•過ごし方を主体的に考え，趣味や地域・ボランティア <br> 活動，起業や就労などを行うきっかけづくりのため， 60 歳前後を中心とす <br> る幅広い世代が，必要な情報や人に出会えるイベントを開催 |
| シルバー手帳 | 高齢者福祉について理解を深め，健康で明るい生活を送っていただくため <br> の手帳を配布 |

[^1]
## 施策1－2 就業を通じた生きがいづくりの支援

○シルバー人材センターによる就業先の確保•職域拡大•自立経営等に向けた機能強化について，助言や支援を行うとともに，福岡県 70 歳現役応援センターとの連携 を図りながら，高龄者の就業を通じた生きがい活動の充実を図ります。
○産学官の連携により高齢者の活躍を応援する「福岡市シニア創業チャレンジ支援会議（仮称）」を設置し，高齢者の意向や特性を踏まえた新たな働き方の開発や，創業•就業支援の仕組みづくりを検討します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| シルバー人材センター | 就業を通じて高齢者の能力を活用し，高齢者の社会参加や地域の活性化を <br> 図るため，地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引 <br> き受け，これを会員に提供 |
| 就労相談窓口事業 | 各区に設置している「就労相談窓口」において，15 歳以上の求職者を対象 <br> に，個別相談，セミナーを開催するとともに，求職者の多様なニーズに合 <br> わせた求人情報を紹介 |
| アクティブシニアの創業•就業支 <br> 援 | 産学官連携の推進組織「福岡市シニア創業チャレンジ支援会議（仮称）」の <br> 設置に向けた準備会の開催や高齢者の創業•就業のためのセミナー等を実 <br> 施 |

## 施策1－3 活動の拠点づくり

○老人福祉センター及び老人いこいの家について，高齢者を中心とした社会参加活動の拠点としての機能を強化するため，施設で行われる様々な活動を支援します。（再揭）
○老人福祉センターについて，健康づくり・介護予防や創業•就業など，シニアの積極的な活動支援にむけた機能への転換を検討します。（再掲）

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 老人福祉センター【再掲】 | 高齢者の各種相談，健康増進，教養の向上，レクリエーション等を総合的 <br> に提供するため，老人福祉センターの設置•運営 |
| 老人いこいの家【再掲】 | 高齢者に対して教養の向上，レクリエーション及び相互親睦のための場を <br> 提供し，高齢者福祉の増進を図るため，老人いこいの家を設置•運営 |

## 【基本目標 2 】安心して暮らせるための生活基盤づくり

## 〈現状と課題〉

## （1）安心して地域で暮らすこと

○高齢者が安心して地域で暮らし続けるためには，暮らしの基盤となる住まい が確保されていること，買い物など日常生活に不可欠な移動手段が確保され ていること，そしていざというときに助け合えるコミュニティがあることが必要です。
（2）住まいにおけるバリアフリー＊
○「福祉施策は，住まいに始まり住まいに終わる」といわれるように，住まい は，高齢者が地域で暮らし続けるための基盤となります。
○平成 25 年度高齢者実態調査によると，高齢者の約 $45 \%$ は現在の住まいに，「老朽化している」「手すりがなかったり室内に段差があるなどバリアフリー化されてない」などの困りごとを抱えています。介護が必要になってもでき るだけ住み慣れた場所で暮らし続けられるよう，住まいのバリアフリー化の推進が必要です。

【図表 82】住まいで困っていること


出典：「平成 25 年度高齢者実態調査」（福岡市）

[^2]
## （3）高齢者の状況に応じた住まい方

○高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況，経済状況は様々であり，高龄者 の住まいへのニーズも多様化しているなど，高齢者の個々の状況に応じた多様な住まい（住宅•施設）の確保が求められています。
○特に，バリアフリー＊化され，見守りや生活支援サービス＊の付いた高齢者向 け住宅の供給を促進していくことが必要です。また，近年，様々な住まい方 を求める人も増えており，国においてグループリビング＊などの新しい住ま い方が検討されています。

## （4）福岡市の特性に応じた住まい方

○福岡市は政令市の中でも，民間賃貸住宅の割合が最も高いという特徴があり ます。民間賃貸住宅への入居に関し，単身高齢者や高齢者夫婦世帯は，「病気 や居室内での死亡などへの不安」などを理由に入居を断られる場合があるた め，高齢者が自らのニーズに合った住まいへ円滑に入居できるための支援が必要です。

○市営住宅については，昭和 40 年代に大量供給した住宅の老朽化が進行して いることから，高龄化などの社会情勢に対応しながら，適切に機能更新を図 る必要があります。
○また，高齢者世帯等で民間賃貸住宅等では対応できない真の住宅困窮者に対 して，適正かつ的確な入居を図る必要があります。
○今後は家庭環境や，経済的理由など，様々な理由によって，自立した生活が困難な高齢者も増えていくと予想されます。こうした問題に対応するため，軽費老人ホームを含め，できるだけ低額で利用できる住まいの確保が必要と なります。

## （5）移動支援•買い物支援

○買い物•通院などの日常生活や社会生活を維持するためには，移動手段の確保が重要となります。【図表 83】によると，荷物の持ち帰りが発生する買い物に関する自立度が最初に低下するため，移動支援策の検討にあたっては，公共交通施策との整合性を踏まえながら，買い物支援の視点を併せて検討す る必要があります。

[^3]【図表 83】要支援 1 ～要介護 2 の認定調査結果（自立している人の割合）


## （6）福岡市の特性に応じた支え合いの仕組み

○単身世帯が全世帯の半数以上を占めることになる福岡市では，住民同士の支 え合い・助け合いが非常に重要です。福岡市は住民移動が頻繁で，隣近所と の関係が希薄化しやすいと思われるため，様々な方法を凝らして，それぞれ の特色に応じた支え合いの仕組みを築いていく必要があります。そのために は，地域住民はもちろん，民間企業，社会福祉法人，NPO等の多様な主体 が地域の様々な活動に参加し，支援が必要な人を支え合う施策の推進が必要 です。

○こうした施策に取り組んでいくため，年齢等を条件とする一律の施策を，高齢者や障がいのある人を見守り，支え合う地域を支援する持続可能な制度や仕組みに再構築していき，従来の「配る福祉」から「支える福祉」へ転換を図るなど，時代の二ーズに沿った施策の検討が必要です。
○福岡市では高齢者の在宅生活を支援するため，介護保険制度を補完する種々 のサービスを行っています。これまでのサービスに加え，民間事業者の進出 や। CT＊（情報通信技術）機器の発達などをみながら，より効果的•効率的 なサービス提供に向けた施策の検討が必要となっています。

[^4]
## 〈施策の方向性〉

○高齢者が安心して快適に暮らせるために，高齢者の心身の状況や二ーズ等に応じた多様な住まいを確保するとともに，高齢者の住まいへの入居支援等の取組みを促進します。

○公共交通施策との整合性を踏まえながら，買い物や移動が困難な高齢者や障 がいのある人に対する支援策を検討します。
○様々な主体の参画のもと，地域ごとの特徴に応じた地域ぐるみの支え合いの仕組みをつくるとともに，これまでの「配る福祉」から今後の「支える福祉」 に向け，施策の再構築を図ります。
○民間事業者の進出や各種技術の進展などを踏まえた効果的•効率的な事業実施に向け，既存事業の見直しを進めます。

## 施策 2－1 住まいの確保

○「福岡市住生活基本計画」及び「福岡市高齢者居住安定確保計画」に基づき，高齢者が安心して居住できる生活支援サービス＊が付いた高齢者向けの住宅や高齢者向 け施設の供給促進，また，高齢者が居住する住宅のバリアフリー＊化等を進めるこ とにより，高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保を促進します。
○多様化する心身の状況や住まいへの要望に対して，高龄者の二ーズに沿った情報を提供し，安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに，円滑に入居するための支援策の充実を図ります。
○市営住宅については，機能更新の際に，バリアフリー化を進めるとともに，高龄者施設等の導入により，地域拠点づくりを推進します。また，高龄者世帯等のより住宅困窮度が高い世帯に対して，市営住宅入居者の定期募集における優遇制度を実施 するなど，市営住宅への入居を支援します。
○公的機関や医療機関，民間事業者など多樣な主体との連携を強化しながら，今後増加が見込まれる住宅に居住しながら介護サービスや生活支援サービスなどを必要 とする高齢者の住生活の支援を図ります。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| サービス付き高齢者向け住宅 <br> の供給促進 | 高齢者の単身•夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図るため， バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす「サービス付 き高齢者向け住宅」の登録を推進 |
| 高齢者住まい・生活支援モデル事業 | 「保証人」や「緊急連絡先」を確保できない高齢者を支援するため，福岡市社会福祉協議会＊をコーディネーターとして，入居に協力する「協力店」 や入居支援を行う「支援団体」によるプラットフォームを構築し，民間賃貸住宅への円滑入居及び入居後の生活を支援 |
| 高齢者住宅相談支援事業 | 民間賃貸住宅等を探す高齢者に対して，本人の生活状態や住宅の希望等を聞いた上で，それぞれの状況に応じた住宅及び生活支援サービス等に関す る情報を提供 |
| 市営住宅におけるユニバーサル デザインの導入推進 | 市営住宅の機能更新では，室内外の段差解消やエレベーター設置などのバ リアフリー化に加え，玄関等への手すりの設置，水栓のレバー化など誰も が暮らしやすいように，ユニバーサルデザイン＊の導入を推進 |
| 市営住宅建替えによる高齢者福祉施設等の誘致 | 地域拠点づくりの実現を図るため，市営住宅の建替えを契機に，建替えに あわせて確保した将来活用地を活用しながら，地域課題対応のための施設 の誘致を検討 |
| 住宅改造相談センター | 身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合，改造方法や助成制度などに関する相談や情報の提供 |

[^5]| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :--- |
| 軽費老人ホーム運営費補助 | 身体的機能の低下や高齢のため，独立した生活に不安がある高齢者が，低 <br> 廉な利用料で入所できる施設である軽費老人ホームの運営を支援 |

## 施策2－2 移動支援と買い物支援

○公共交通施策として，使いやすい安全，安心，快適な交通環境づくりを進めるとと もに，地域特性を踏まえ，行政，地域，及び交通事業者の協力と連携のもと，日常生活を支える生活交通の確保を図ります。
○既存の公共交通ネットワークとの整合性を踏まえながら，買い物や通院が困難な高齢者に対して，地域での取組みを応援するなどの新たな移動支援策の実施を検討し ます。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 移送サービス | 寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者に，寝台タ <br> クシー料金の一部を助成 |
| 福祉有償運送 <br> 【再掲】 | 福祉有償運送＊運営協議会を適切に運学していくことを通して，事業者に対 <br> し，相談，助言，指導を行うほか，ボランティア運転手の養成などを支援 |
| 公共交通バリアフリ—化促進事業 | 鉄道駅等のバリアフリー化設備の整備や，市内バス路線へのノンステップ <br> バスの導入促進を目的として，整備費用の一部を補助 |
| 生活交通支援事業 | バス路線の休廃止に伴い公共交通が空白となる地域について代替交通機関 <br> の確保を行うもの。また公共交通が不便な地域における，地域が主体とな <br> った生活交通確保に向けた取組みへの支援 |
| 地域との共生を目指す元気商店 <br> 街応援事業 | 商店街や商店街と連携したNPO法人等が少子化•高齢化等の社会課題解 <br> 決のために，その商店街を舞台として取り組む事業に対して，その事業経 <br> 費の一部を助成 |

関連する施策
※バリアフリーについては，地域分野施策 5－4（P．142）参照

[^6]
## 施策 2－3

○社会福社協議会，民生委員•児童委員協議会，老人クラブ連合会，衛生連合会 ${ }^{*}$ ，自治拹議会＊等，地域で活動する各種団体への支援や，様々な場面での連携を通じて，地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
O住民団体だけでなく，企業やNPO，介護事業者，大学などの多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進するとともに，社会福祉法人の地域貢献活動を推進します。
○住民の地域コミュニティへの参加を促し，住民相互の顔の見える関係づくりを進め るため，住民が気軽に集まれる場づくりを進めます。住民の交流の場として空き家 などの活用についても検討を進めます。
○高齢者の地域活動への参加を促すため，活動に取り組む高齢者を応援するインセン ティブ制度＊の創設について検討します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 強い絆の地域づくり普及啓発事業 <br> 【再掲】 | フォーラム等により，先進事例の紹介や地域福祉活動を行っている方の報告会を実施 |
| ふれあいネットワーク ＜社協〉【再掲】 | 地域住民や団体がネットワークをつくり，高齢者などの見守り活動等を実施 |
| ふれあいサロン ＜社協〉【再掲】 | 閉じこもりがちな高齢者や障がい者等の孤独感の解消や寝たきり予防のた め，健康づくりやレクリエーションなどサロン活動を実施 |
| 社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金 <br> 【再掲】 | 社会福祉事業の推進に多大な役割を果たし，市民福祉の向上を目的とした事業を積極的に実施している福岡市社会福祉協議会＊に対する事業費の補助 |
| 福岡市民生委員•児童委員協議会補助金 <br> 【再掲】 | 日頃から，社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努め，低所得者の自立更生の支援，高齢者•障がい者•児童•母子等の福祉向上及び公的社会福祉施策への協力等を行っている民生委員•児童委員＊の活動を支援 |
| 老人クラブ活動支援【再掲】 | 高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため，老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費，各種事業費等について助成 |
| 敬老金－敬老祝品 | 多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に，敬老金及び敬老祝品を贈呈 |

## 関連する施策

※地域づくりについては，第2部地域分野（P．107～143）参照

[^7]
## 施策 2－4 在宅生活支援施策の充実

○介護保険制度の理念である「自立」を基本に，支援が必要な高齢者に対し，きめ細 かな在宅生活支援サービスを提供していきます。

○民間サービスの参入や｜C T＊（情報通信技術）の進歩等を踏まえつつ，より効果的•効率的な在宅生活支援施策について，既存事業の見直しも含めて検討していき ます。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 生活支援ショートスティ | 要介護•要支援の認定を持たない人がショートステイを利用する場合に料 <br> 金の一部を助成 |
| 声の訪問 | 在宅の一人暮らし等の高齢者に対し，原則1日1回電話で安否を確認し， <br> 孤独感の解消を図るとともに，各種相談の助言をする仕組み |
| 緊急通報システム【再揭】 | 在宅の一人暮らし等の高齢者が，急病など緊急時に無線発信機等を用いて <br> センターに通報し，消防局や近隣の協力員などが対応する仕組み |
| 食の自立支援•配食サービス | 単身又は高齢者のみの世帯に属し，虚弱等のため食生活に支援が必要な人 <br> に対して昼食を配送 |
| おむつサービス | 寝たきりなどによりおむつが必要な人に，おむつを定期的に配送し，その <br> 費用の一部を助成 |
| あんしんショートステイ | 介護者の疾病や介護疲れ等の理由で介護保険を超えてショートステイを利 <br> 用する場合の利用料金の一部を助成 |

[^8]
## 【基本目標 3】認知症施策の推進

## 〈現状と課題 〉

## （1）認知症の人の推計

○認知症は誰にでも起こり得る脳の病気によるもので，厚生労働省の報告によ ると平成 24 年（2012 年）には，全国で，65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症であると推計されています。今後，高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加し，平成37年（2025年）には，65歳以上の高齢者に対 する割合は，5人に1人になると予測されています。
○福岡市で要介護認定を受けている高齢者のうち約5割の方が認知症を有して います。単身化•核家族化が進む中，今後，ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯で認知症のある人が増えていくと予測しています。

【図表7】要介護高齢者と認知症高齢者の将来推計（再掲）

（注）要介護認定者数については，平成 26 年（2014 年）1月時点の要介護認定区分の割合を，将来人口推計 に乗じて算出した。
（注）認知症高齢者数は，平成 26 年（2014 年） 1 月時点で，福岡市の要介護認定者に占める日常生活自立度 II 以上の高齢者の割合を，要介護認定者数の推計に乗じて算出した。
（注）人口については，平成 26 年（2014 年）を住民基本台帳（1月）の値とし，平成 27 年（2015 年）以降は「福岡市の将来人口推計」（福岡市）の値を参照した。

出典 ：「高齢者の保健と福祉に関する総合ビジョン（平成 26 年）」 （高齢者の保健と福祉に関する総合ビジョン策定会議）

## （2）認知症についての正しい知識と理解

○認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには，誰もが認知症についての正しい知識と理解を持ち，認知症の人を社会全体で支えてい くことが必要です。福岡市では認知症についての正しい知識と理解を促進する ため，認知症サポーター＊養成講座を実施しており，その受講者数は，5万人を超えました。
○今後，認知症の人を支える地域づくりのために，さらにサポーターを養成す るとともに，サポーターとなった方が様々な場面で活躍できるような取組み が必要となっています。

## （3）認知症に対する医療•介護サービス

○認知症の早期発見が遅れ，認知症の症状が悪化してから医療機関を受診する ケースがみられるため，認知症への対応，早期診断につなげる体制の構築が必要となっています。

○医療•介護の専門職が，認知症のことをよく理解し，認知症の人それぞれの価値観や個性などを尊重した，本人主体の介護を行えるよう，人材の育成が必要となっています。
○また，認知症の人への支援のため，医療•介護関係者が顔の見える関係を築 き，コミュニケーションをとりながら連携を図っていくことが求められてい ます。

## （4）まわりの人への支援

○認知症の人が記憶障がいや認知障がいから不安に陥り，その結果まわりの人と の関係が損なわれることもしばしばみられ，家族など介護する人が疲弊してし まうケースも少なくありません。介護そのものに対する支援だけでなく，人や地域とのつながりの場づくりなど介護者の精神的•身体的負担を軽減する取組 みが必要です。
○団塊の世代が高齢者となった中で，働き盛り世代の家族介護者が今後急増し ていくと考えられるため，介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。

○また，晩婚化によって，既存の育児サービス，介護サービスを利用しながら，子育て（孫も含む）と親の介護を同時にしなければならない世帯（ダブルケ ア負担の世代）の増加が予測され，子育てと介護の両立支援も必要となって います。

[^9]
## （5）若年性認知症

○若年性認知症の人には，初期症状が認知症特有のものでないため，診断が難 しいことや，就労や生活費，子どもの教育費等の経済的な問題が大きいこと，就労や社会参加に対する意欲が高いにも関わらず，受け入れる場がないこと など，高龄者とは異なる特徴があります。その一方で，若年性認知症特有の サービスが少なく，様々な制度を利用しなければならない状態にあります。
○若年性認知症の人が利用できる様々な制度について，わかりやすく情報を提供するとともに，高齢者とは異なる視点での，医療，介護，就労•居場所づ くりなどの一体的な支援が必要となっています。

## 〈施策の方向性〉

○認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく，認知症の人の意志 を尊重し，寄り添うことで，認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分 らしく暮らし続けることができるよう，認知症への理解を深める取組みを進 めるとともに，本人やその家族に対する支援の充実を図ります。
○医療•介護の専門職の認知症刘応力の向上を図るほか，認知症の人が初期段階で適切な診断を受け，認知症の状態に応じた適時•適切なサービスを受け られる体制整備を進めます。

## 施策3－1 認知症に関する啓発の推進

○社会全体で認知症の人を支える基盤として，誰もが認知症についての正しい知識を持ち，認知症の人や家族を支える手だてを知ることができるよう，認知症とその予防について，学校教育の場を含め，理解を深めるための普及•啓発活動を推進しま す。
○地域や企業，小•中学校などにおいて，認知症の人とその家族を支え，温かく見守る認知症サポーター＊の養成を進めるとともに，認知症サポーターなどによる認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 認知症サポーター養成事業 | 認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する講座の実施 |
| 認知症普及啓発事業 | 認知症に関する啓発のための講演会などの実施 |
| 認知症施策総合推進事業 | 認知症地域支援推進員の配置による医療•介護など多職種連携の推進や認 <br> 知症の人と家族への支援 |

## 関連する施策

※認知症予防については，健康医療分野の施策 1－1（P．76）参照
※認知症施策に携わる介護人村の確保については，高龄者分野の施策 4－4（P．173）参照

[^10]
## 施策 3－2 適切な医療•介護サービスの提供

○福岡市医師会や認知症疾患医療センター＊を中心とした，早期診断や適切な治療提供 のための医療機関等の連携の充実を図るとともに，かかりつけ医等の認知症対応力 を向上させるための研修の実施や，かかりつけ医への助言や専門医療機関と地域包括支援センター＊等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を行います。 （再掲）

○認知症が疑われるが受診を拒否する人などの自宅を訪問し，初期の支援を包括的•集中的に行い，適切な医療•介護サービスにつなげていく体制をつくります。（再掲）

○認知症の人の支援に関わる医療•介護•福祉等多職種の顔の見える関係づくりを通 して，個々の認知症の人に対する円滑な支援を行うとともに，認知症の容態に応じ た適切なサービス提供の流れ（「認知症ケアパス」）を作成し，認知症の人やその家族，医療•介護関係者等が互いに共有•活用することを通して，認知症の人への切 れ目ないサービスの提供につなげます。
○若年性認知症については，啓発により早期受診につなげるとともに，若年性認知症 の人の特性を踏まえた，相談対応•就労•居場所づくりなどの支援に取り組みます。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 認知症医療連携システム <br> 【再掲】 | 認知症の人を早期発見•早期治療につなげるための医療機関連携システム を福岡市医師会や認知症疾患医療センターと連携して運用 |
| 認知症疾患医療センター <br> 【再揭】 | 認知症に関する専門医療相談や鑑別診断，認知症に関する啓発等を行う認知症専門医療機関の運営 |
| 認知症地域医療支援事業 <br> 【再揭】 | かかりつけ医や病院勤務の医療従事者を対象にした認知症対応力向上研修 を開催 |
| 認知症介護実践者等養成事業 <br> 【再揭】 | 高齢者介護実務者を対象にした，認知症高龄者の介護に関する実践的研修等を開催 |
| 認知症施策総合推進事業 <br> 【再掲】 | 認知症地域支援推進員の配置による医療•介護など多職種連携の推進や認知症の人と家族への支援 |
| 若年性認知症相談窓口の設置等 | 若年性認知症についての総合相談窓口の設置，若年性認知症の人が利用で きる制度案内のリーフレットの配布及び窓口担当職員への研修等 |

## 関連する施策

※認知症医療提供体制については，健康医療分野の施策 2－2（P．89）と関連あり

[^11]
## 施策 3－3 介護する人への支援の充実

○家族など介護者への支援の充実を行い，介護者の精神的•身体的負担軽減と認知症 の人の生活の質の改善につなげます。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 認知症高齢者家族やすらぎ支援 <br> 事業 | 認知症高齢者の見守りや家族の相談•助言のため，認知症高齢者を自宅で <br> 介護する家族の休息が必要なときなどに介護経験があるボランティアが自 <br> 宅を訪問 |
| 徘徊高齢者等ネットワーク事業 <br> 【再掲】 | 徘徊高齢者の早期発見•保護のため，協カサポーター等への捜索協力依頼 <br> のメール配信や捜索のための機器利用を助成 |
| 福祉相談（認知症介護相談） | 認知症高齢者を抱える家族からの悩み事相談に介護経験者が対応 |
| 家族介護者支援事業 | 介護負担軽減と心身のリフレッシュを図るため，家族介護者に対し，相互 <br> 交流•意見交換の機会の提供や介護技術の習得•公的サービスの紹介 |

## 【基本目標 4 】介護保険サービスの適切な利用の推進と円滑な制度運営

## 〈現状と課題〉

## （1）介護保険サービス＊

○要介護認定者＊数の増加に伴い，介護給付費も年々増加しています。介護保険制度の運営や高齢者の保険料の負担に多大な影響を与えています。
○一人暮らしの高齢者や認知症高齢者など，支援を必要とする高齢者が増加し ており，生活支援の必要性が高まっています。
○要支援者等の多様な生活支援二ーズに対応するためには，介護サービス事業者が提供する専門的なサービスから住民主体の支援まで，多様な担い手によ る多様なサービスの提供が不可欠であり，NPO 法人やボランティアの育成，地域組織等の活動支援などが重要となっています。
○高齢者実態調査によると，高齢者の 6 割程度，介護者の 7 割以上は住み慣れ た住宅での生活や介護を希望しており，そのためには夜間や緊急時に対応で き，通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充が必要です。
○一方で，入所•居住系二ーズへの適切な対応も必要であり，きめ細かでバラ ンスのとれた介護基盤の整備が求められています。

## （2）介護予防

○介護予防については，現在も介護予防教室や生き活き講座，認知症予防教室 などをはじめ，要介護状態になることを予防するための取組みを進めていま す。
○今後は住民の積極的な参加と住民自身の運営による自律的な取組みを推進し ていくことが重要となります。
○これまでの介護予防は，心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練 に偏りがちであり，介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持す るための活動や社会参加を促す取組みが必ずしも十分でなかったという課題 があります。
○これからの介護予防は，地域の中に生きがい・役割を持って生活できるよう居場所と出番づくりなど，社会参加活動や支え合い・助け合い活動への積極的な参加の支援などを実施し，結果的に介護予防につながるという考え方で あり，介護予防•生活支援•社会参加が融合した取組みが必要です。

[^12]【図表 84】介護予防•生活支援•社会参加の融合イメージ図


出典：「地域支援事業の新しい総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業」（厚生労働省）

## （3）介護人材＊の確保

○「2025 年度に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」（厚生労働省） によると，福岡県全体での平成 37 年度（2025 年度）の介護人材の需要見込みが約 9 万 4 千人に対し，供給見込みが約 8 万 4 千人となっており，約 1 万人が不足すると推計されています。福岡市においても，認知症や医療二 ーズをあわせ持つ要介護高齢者の増大が見込まれており，介護人材の確保は， ますます重要になっています。

[^13]
## 〈施策の方向性〉

○生活支援サービス＊について担い手の養成や開発など提供体制を整備すると ともに，介護予防の普及•啓発に取り組みます。
○長期的に大規模施設から在宅生活を支えるサービスヘシフトするため，在宅生活を支えるサービスや住み慣れた地域で住み替えができる小規模施設の拡充 を図ります。また，入所•居住系サービスを担保する施設サービスも一定量確保します。

○「第6期福岡市介護保険事業計画」（平成 27 年度〔2015 年度〕～平成 29年度〔2017年度〕）に基づき，介護保険制度を運営するとともに，介護保険サ ービス＊の適切な利用を推進します。また，平成 29 年度（2017 年度）に，「第7期福岡市介護保険事業計画」（平成 30 年度〔2018 年度〕～平成 32 年度〔2020 年度〕）を策定します。
○きめ細かな質の高い介護サービスを提供するため，引き続き事業者に対し， よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに，介護人材の専門性や資質の向上に向けた研修機会の提供のほか，介護サービス情報の提供に努め ます。また，介護保険サービスが利用しやすくなるよう，分かりやすい情報提供に努めます。

○介護人材＊不足に対応するため，介護従事者の処遇改善については，引き続 き，指定都市市長会などを通して国に対して要望するとともに，福岡市とし ても人材確保の支援に努めます。

[^14]
## 施策 4－1 介護予防と生活支援サービス＊の充実強化

○住民主体で参加しやすく，地域に根差した介護予防を推進し，介護予防の普及•啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
○社会参加や生きがいの充実などが，高齢者自身の介護予防にもつながることが期待 できることから，元気な高齢者が生活支援サービスの担い手となるようなボランテ ィア活動等を支援していきます。
○生活支援の担い手の養成やサービスの開発，関係者のネットワーク化，ニーズとサー ビスのマッチング等を行うことにより，生活支援サービスなどの提供体制づくりに努 めます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 介護予防教室 <br> （65歳からの健康づくり教室） <br> 【再掲】 | 自宅でできる内容を中心とした運動，認知症予防などの講話，ロ腔体操な <br> ど各健康づくりプログラムを開催。教室終了以降は，健康づくりに取り組 <br> む市民を増やすため，自主グループとして活動できるように支援を実施 |
| 生き活きシニア福岡 21 <br> 【再掲】 | 保健師などが，地域で健康づくりや介護予防をテーマとした出張講座を実 <br> 施する「生き活き講座」及び「認知症予防教室」などを開催 |
| 小呂島介護予防事業 | 島内に介護サービス事業所のない小呂島において，住民主体で運営する介 <br> 護予防サロンを開設，レクリエーション体操や健康チェック等の活動 |
| 訪問型介護予防事業 | 65 歳以上の高齢者のうち，心身の状況により通所の教室への参加が困難な <br> 方を対象に，保健師や運動指導士が訪問し，介護予防や生活習慣病予防に <br> 関することをアドバイス |
| 介護支援ボランティア事業 | 65 歳以上の高齢者が，受入機関として指定を受けた市内の介護保険施設等 <br> でボランティア活動を行うと「ポイント」が付与され，たまったポイント <br> を換金又は寄付することができる制度 |

## 関連する施策

※介護予防については，健康医療分野の施策1－1（P．76）と関連あり
※生活支援サービスについては，地域分野の施策 3－3（P．127）と関連あり

[^15]
## 施策4－2 地域密着型サービスの整備

○在宅での 24 時間 365 日の切れ目ないサービスを提供するため，定期巡回•随時対応型訪問介護看護，小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護に ついて，地域的偏在やサービスの質の向上等に留意しながら整備していきます。
○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については，日常生活圏域間の均衡を踏まえつつ，高龄者数の増加に見合う定員数を確保していきます。

【計画的に整備を行う地域密着型サービスの概要】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 定期巡回•随時対応型訪問介護看護 | 日中•夜間を通じて，定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し，入 <br> 浴，排せつ，食事等の介護や日常生活上の緊急時対応などを行うサービス |
| 小規模多機能型居宅介護 | 「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを利用者の状態に応じて組み合わせて， <br> 入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行 <br> うサービス |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護＊」「宿泊」に加え，必要に応 <br> じて「訪問看護＊」を一体的に行うサービス <br> 認知症対応型共同生活介護 <br> （認知症高齢者グループホーム）認知症高齢者の共同生活住居において，入浴，排せつ，食事等の介護その <br> 他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス |

## 施策 4－3 施設•居住系サービスの整備

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については，「第 6 期福岡市介護保険事業計画」に基づき，計画的に整備を進めます。
○介護老人保健施設，特定施設入居者生活介護については，「第6期福岡市介護保険事業計画」期間中の新たな整備を行いませんが，次期計画の策定時に，あらためて整備の必要性を検討します。
○在宅生活が困難になっても，住み慣れた地域で住み替えができるよう，地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備が進むよう努めます。

【計画的に整備を行う施設•居住系サービスの概要】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 介護老人福祉施設 <br> （特別養護老人ホーム） | 常時の介護が必要な人が入所し，介護等，日常生活の世話，機能訓練，健 <br> 康管理及び療養上の世話を行う施設 |
| 介護老人保健施設 | 看護，医療的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日 <br> 常生活の世話を行い，在宅への復帰をめさすための施設 |
| 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム等に入居している要介護者について，介護等，日常生活の <br> 世話，機能訓練，健康管理及び療養上の世話を行うもの |

[^16]
## 施策 4－4 介護人材＊の確保

○高齢者が介護が必要な状態になっても安心して生活できるよう，要介護高齢者等に対する介護サービスの提供を支える介護人材を確保するため，市町村の役割とされ ている介護人材の資質•技術の向上を目的とした研修の実施に加え，介護人材の就労を支援するための事業や，事業所への定着を支援するための取組みを進めます。 また，介護人材のすそ野を広げるための取組みを検討します。
○市内で介護に携わる方々に対して，様々な機会を通じて，研修の場を提供し，資質向上の支援に努めます。
○介護サービス事業者に対して，事業所での研修の実施や，介護従業者への研修受講の機会の確保などを指導するとともに，介護従業者を対象に，地域包括ケア，権利擁護 ${ }^{*}$ ，介護技術などのサービスの向上に資する様々な分野の研修を開催するほか，国や民間団体が行う各種研修の案内を行うなど，介護従業者の意欲の向上を図ります。
○その中でも，認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう，認知症高齢者等に対する介護サービスの充実と質の向上を図るため，認知症介護に関する実践者研修や，適切なサービスの提供に関する知識等を習得するための研修 を実施し，認知症介護の専門職員を養成します。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 介護人材就労支援事業 | 介護職を希望する人のための合同就職面談会や介護福祉士などの有資格者 <br> 等を対象とした就労支援の研修を開催 |
| 介護人材定着支援事業 | 介護の仕事に従事して日が浅い人を対象に，苦手な分野を克服できるよう， <br> コース別の技術研修を開催 |
| 介護保険事業者研修事業 | 介護従業者を対象にした，サービスの向上に資する様々な分野の研修を開催 |
| 認知症介護実践者等養成事業 <br> 【再掲】 | 高齢者介護実務者を対象にした，認知症高齢者の介護に関する実践的研修 <br> 等を開催 |

## 関連する施策

※認知症予防については，健康•医療分野の施策1－1（P．76）参照 ※認知症医療提供体制については，健康医療分野の施策 2－2（P．89）参照 ※認知症施策の推進については，高龄者分野の施策 3－1～3－3（P．165～167）参照

[^17]
## 【基本目標 5】高齢者総合支援体制づくり

## 〈現状と課題 〉

## （1）地域包括支援センター＊，各種相談窓口

○高齢者の暮らしにおいて生じる様々な困りごとについて，身近な場所で，ワン ストップで相談に応じる機関として，福岡市では，おおむね中学校区ごとに5 7の，いきいきセンターぶくおか（地域包括支援センター）を設けています。
○いきいきセンターふくくおかでは，高齢者や家族をはじめ，それを支援する民生委員•児童委員＊などからの相談に応じるとともに，地域のネットワーク構築，権利擁護＊，介護支援專門員＊（ケアマネジャー）支援等の機能を果 たすことで，高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進を図っています。
○高齢者数の増加に伴い，その役割はさらに重要となることから，質の向上な ど，今後とも相談機能等の充実•強化を図っていく必要があります。
○また，福祉用具＊や住宅改造など在宅介護に関する相談に応じる介護実習普及センターをはじめ，各種の相談機能の充実を図っていく必要があります。

## （2）地域ケア会議

○高齢者が要介護状態になっても，可能な限り住み慣れた地域で安心して生活 を続けるためには，本計画のそれぞれの各論で扱った，「保健（予防）」「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の5つの分野のサービスを包括的かつ継続的 に提供する必要があります。これを地域包括ケアシステムといい，それを実現するための仕組みとして「地域ケア会議」の設置を進めています。
○「地域ケア会議」は，保健•医療•介護などの専門職也地域関係者などによ る検討を通じ，それぞれの高齢者に対する支援の充実に向けた課題の発見•解決を図るとともに，個々の課題から見えてくる地域課題を発見し，必要な社会資源 ${ }^{*}$ づくり，政策の検討につなげることをめざすものです。

[^18]○福岡市では「地域ケア会議」を，市•区•概ね中学校区•小学校区，個別の各階層に設置し，保健•医療•介護などの専門職や地域住民との共働＊のもと，それ ぞれの課題解決能力の向上や，地域の関係機関相互の連携を高めていくこととし ています。

○人口 150 万人の大都市である福岡市では，日常生活圏域が多数存在し，そ れぞれの地域特性が異なっていることから，各地域の社会資源＊状況などの実情を踏まえて，高齢者の生活を支える仕組みづくり，取組みを進めていく ことが必要となっています。

【図表 85】福岡市の地域ケア会議


資料：福岡市作成

[^19]
## （3）I C T＊（情報通信技術）の利活用

○高齢化の進展による医療費や介護費用の増加等により，財政的な制約が強ま る中，各種の施策にはこれまで以上に，効果的•効率的な実施が求められて います。特に介護予防事業では科学的根拠に基づく効果的な施策が求められ ていますが，そのためには行政の持つ膨大なデータの活用が不可欠です。
○国においても，健康•医療情報の分析に基づく効果的•効率的な保健事業を PDCAサイクルで実施する「データヘルス計画＊」の取組みを進めています。
○行政のデータに加えて各種の社会資源＊情報も一元的に集約の上，管理•分析を行うことによって，適切な事業評価や効果的な施策の企画実施が可能と なるとともに，地域包括ケアシステムに必要な多職種連携や，住民に対する切れ目ないサービス提供の実現にも大きく寄与することとなります。
○このため，保健•福祉•医療に関わる各種情報基盤の構築とともに，その活用方法の検討が必要です。

## 〈 施策の方向性〉

○「いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター＊）」や各種総合相談機能の充実•強化を図ります。
○「地域ケア会議」を地域•市しベルの各階層において設置し，専門職と地域 の関係者などが，それそれの地域課題を把握し，課題解決に向けた検討など を行うことを通して，高齢者が地域で生活しやすい環境整備を重層的に進め ます。
○行政の持つビッグデータの集約•一元管理を行い，在宅サービスにおける多職種連携の推進や，科学的根拠に基づいた施策の分析•評価•企画立案を進 めるほか，ロボットなど最新技術の保健福祉分野への導入を進めます。

[^20]
## 施策 5－1 地域包括支援センター＊と各種相談機能の充実

○地域包括ケアの実現に向け，いきいきセンターぶくおか（地域包括支援センター） の機能が十分に発揮されるよう，保健福祉局，区保健福祉センター，いきいきセン ターふくおかの連携強化を図るとともに，いきいきセンターふくくおかの質を高める ため，瞕員に対する研修を充実します。
O57 か所に増設した「いきいきセンターふくくおか」の周知を図るとともに，地域や社会福祉協議会などの関係機関との連携強化に取り組みます。
○介護についての知識也介護の技術を学ぶことができる「介護実習普及センター」な ど，各種相談空口における相談機能の充実に努めます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |

## 関連する施策

※権利擁護への取組みについては，地域分野の施策 5－2（P．140）参照

## 施策5－2 地域ケア会議の推進

○「地域ケア会議」を運営することにより，各階層（市，区，おおむね中学校区，小学校区，個斺）で地域課題の発見•解決を図り，高齢者が地域で生活しやすい環境整備を進めていきます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :--- |
| 地域ケア会議の開催 | 市，区，概ね中学校区，小学校区，個別レベルに専門職と地域の関係者な <br> どが，地域の課題を把握し，課題解決に向けて検討を進める会議を設置 |

[^21]
## 施策 5－3 I C T＊（情報通信技術）等の利活用

○行政の保有する医療や介護，予防（健診）等に係る各種デー夕を集約し，地域ごと の二ーズ分析や課題の「見える化」を行い，科学的根拠に基づく適切な施策の企画•立案を実現し，医療•介護•予防•生活支援•住まいに係るサービスの充実化を図 ります。
○情報通信ネットワークを活用し，本人の同意のもとに，生活や心身の状況，サービ ス提供時の注意点などの情報を在宅医療＊や看護•介護に係る関係者が共有するこ とで，関係者の負担軽減とサービスの質の向上を図り，在宅で安心して生活できる環境を構築します。
○地域の見守りや介護現場など，様々な場面でのICT（情報通信技術）やロボット の利活用を進め，地域の負担軽減となる新たな見守りの仕組みの構築や，介護人材 ＊不足への対応を進めます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 地域包括ヶア情報プラットフォ <br> ーム構築事業 | 行政の保有する多様なデータを集約し，地域包括ヶアに係るニーズ分析を <br> 行うとともに，情報の共有による在宅医療•介護関係者間のシームレスな <br> 連携を実現するための情報通信基盤を整備 |
| I C T 活用による要介護高齢者 <br> 在宅生活支援モデル事業【再掲】 | 要介護高齢者の平常時及び緊急時の在宅生活をサポートするため，I C T <br> （情報通信技術）を活用した地域の見守り体制の充実のためのモデル事業 |

【図表 86】ICT（情報通信技術）の利活用


資料：福岡市作成

[^22]
## 〈主な老人福祉事業の目標量〉

○老人福祉法において，市町村は，確保すべき老人福祉事業の量等を定めることと なっています。ここに記載する老人福祉事業と介護保険事業計画に記載されてい る事業とをあわせて，市町村老人福祉計画で定めることとされている老人福祉事業とします。

【主な老人福祉事業の目標量】

|  | 概 | 平成27年度 <br> （実績） | 平成 32 年度 <br> （目標） |
| :--- | :--- | :---: | :---: | :---: |
| 養護老人ホーム | 環境上の理由や経済的理由により，居宅において養護 <br> を受けることが困難な高齢者が措置により入所する施 <br> 設 | 367 人分 | 307 人分 |
| （※1） |  |  |  |

$※ 1$ 養護老人ホームの定員数の減少は，市立松濤園の民間施設への移行に伴うもの
※2 老朽化した博多区長生園については，平成 28 年度に解体するとともに，後継施設のあり方を検討

## 第3章 成果指標

本計画に定める「基本目標」に基づいた取組みを進めるために，次の項目を成果指標とします。

## 〈成果指標〉

| 指標項目 | 現状値 | 目標値 | 備考 <br> （対応する目標，出典） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 外出する頻度 <br> （週に4日以上外出する人の割合） | $61.2 \%$ <br> （平成 22 年度） | $\begin{gathered} 65.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標1】 <br> 福岡市高齢者実態調査 |
| 働いている高齢者の割合 | $※ 1$ <br> （平成 28 年度） | $\begin{gathered} ※ 1 \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ |  |
| ボランティア活動をしてい る高齢者の割合 | $\begin{gathered} 10.1 \% \\ \text { (平成 } 25 \text { 年度) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 15.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標2】 <br> 福岡市高齢者実態調査 |
| 最期まで自宅で暮らせる高齢者の割合 | $10.0 \%$ <br> （平成 26 年度） | $\begin{gathered} 11.7 \% \\ \text { (平成 } 32 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 2】 <br> 保健福祉局調ベ |
| 認知症の人が，住み慣れた地域で暮らし続けることがで きると思う人の割合 | $※ 1$ <br> （平成 28 年度） | $\begin{gathered} ※ 1 \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 3】 <br> 福岡市高齢者実態調査 |
| 医療•介護専門職を対象とし た認知症に関する研修受講者数 | 3， 150 人 <br> （平成 26 年度） | $\begin{gathered} 8,000 \text { 人 } \\ \text { (平成 } 32 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 3】 <br> 保健福祉局調ベ |
| 介護予防に取り組む自主 グループ創設数 | 平成 28 年5月記載予定 （平成 27 年度） | 1グループ以上／圏域 （平成 29 年度） | 【基本目標 4】 <br> 保健福祉局調ベ |
| 介護人材確保事業参加者数 | 平成28年5月記載予定 | 平成28年5月記載予定 |  |
| いきいきセンターふくおか の認知度 | 46. 8\% <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 60.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標5】 <br> 福岡市高齢者実態調査 |
| 健康寿命延伸による要介護認定率の伸びの抑制 ※2 | 20. 3\% <br> （平成 26 年度） | 全国平均値 （平成 32 年度） | 【基本目標 5】 <br> 保健福祉局調ベ |

※1 平成 28 年度に実施する高齢者実態調査に基づき設定する。
※2 平成 26 年度の要介護認定率（全国平均値）は $17.9 \%$ で，福岡市の $20.3 \%$ は 2.4 ポイント高い状況である。健康寿命延伸を推進することにより，要介護認定率の伸びを抑制する。

## 第4部 障がい者分野

（余白•中表紙裏）

## 第4部 障がい者分野

## 第1章 障がい者分野の基本理念等

## 1 基本理念

福岡市は，平成 25 年（2013 年）5月に人口 150 万人を突破しました。全国的な人口減少傾向にあって，福岡市は今後20年の間人口が増え続けると予想 されている，元気で住みやすいまちです。一方で，全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり，平成37年（2025年）には，将来推計人口159万人のう ち，4分の1 が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。また，人口に占 める障がい者の割合も増加傾向にあり，身体障害者手帳の所持者のうち 60 歳以上の所持者が $75 \%$ 以上を占めるなど高齢化が進むとともに，手帳所持者数が平成37年（2025 年）には現在の約1．2倍の約62，000 人に上ると推計されて います。知的障がい者，精神障がい者も増加しており，障がい福祉サービスの利用者数も増え，扶助費＊などの経常的経費＊が増加傾向にあります。これに伴い，重要施策の推進や新たな課題に対応するために使える財源（政策的経費に使える財源）は限られていくことから，障がい福祉施策全体を，社会情勢や二ーズの変化を踏まえた，より効果的な施策体系にしていく必要があります。

計画の見直しにあたり，平成 25 年度（2013 年度）に実施した「福岡市障が い児•者等実態調査」において，障がいのある方々の生活の実態や福祉施策など について，様々なご意見をいただきました。「施策が充実してきた」というご意見 がある一方で，「依然サービスが不足している」「障がいに対する理解が進んでい ない」「収入がない，又は少ないため生活が安定しない」「（一見して障がいがある ことがわからないため）配慮に欠けた対応をされる」などのご意見もありました。

また，障がいのある本人や家族の高齢化が進む中，多くの方から「親が亡くな った後の生活の不安」や「障がいの重度化」，「障がい者（及び介護者）の高齢化」 に対する不安の声が聞かれました。特に，自身の判断能力が十分でない知的障が い，精神障がい，発達障がい＊のある当事者の家族からは切実な声が挙がってい ます。

障がいのある本人も，その家族も，安心していきいきと生活していくためには，将来自立して生活できる環境を整備することが重要であり，生涯における各段階 に応じたこまやかな支援を充実させていく必要があります。

住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けることができる社会の早期実現を図るため，障がいの早期発見•早期支援への取組み，自立に向けた就労支援の強化，障がいが重度化しても住み慣れた家庭や地域で生活を続けられる障がい福祉

[^23]サービスの充実などが求められます。さらに，生活の身近な場所に，緊急時にも相談でき，必要な対応が可能な体制を整備するなど，地域全体で支える仕組みを構築し，「親なき後＊の生活の安心」にもつながる施策が求められています。

このような点を踏まえ，障がい者分野の基本理念を以下のとおりとします。

## 基 本 理 念


#### Abstract

福岡市では，これまでも「障がいのある人とない人が等しく地域の中で自立し，社会の一員として共に生きる社会」をめざし，障がい福祉施策を進めてきました。今後，「人口急減•超高齢社会」といった，深刻な社会情勢の変化が予想される中，高齢障がい者及び，「親なき後」の地域での生活を見据えた総合的な支援な ど，『障がいのある人が必要な支援を受けながら，自らの能力を最大限発揮し，地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり』をめざします。


また，基本理念の実現に向け，以下の考え方に基づき施策を総合的に実施します。

## （1）障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

○障がいのある人が社会の一員として尊重され，自らの考えに基づいた決定をし， その考えを表明したり，行動したりするための支援を行います。

○また，障がいの特性から，十分な判断を行うことや意思の表明が困難な場合に， その人の権利が損なわれることのないよう，権利擁護＊の推進に取り組みます。

## （2）当事者本位の総合的な支援

○一人ひとりが主体的に歩んでいく人生において，生涯の全段階を通じて適切な支援を受けられるよう，教育，福祉，医療，就労などの各分野の有機的な連携 の下，施策を総合的に展開し，切れ目のない支援を行います。

## （3）障がい特性などに配慮した支援

○障がいのある人への支援は，性別や年齢，発達障がい＊や強度行動障がい＊ などの障がいの状態，生活の実態などに応じ，個別的な支援の必要性を踏まえ て実施するとともに，周囲の理解の促進に向けた広報•啓発活動の推進や人材

[^24]の育成など施策の充実を図ります。

## （4）地域社会における共生

○障がいのある人が地域で生活する一員として，あらゆる分野の活動に参加する機会や，どこで誰と住むかの選択の機会を確保し，障がいが重度化したり，親 なき後 $*$ も，地域で安心した生活を継続できるよう，障がい福祉サービスの充実を図り，相談，緊急時の受け入れ・対応，地域の支援体制づくりなど，総合的な支援を推進します。

## （5）差別の解消

○障がいを理由とする差別を解消するためには，障がいのある人が安心して日々生活したり，働いたりする上で，その活動を制限し社会への参加を制約する社会的障壁＊を取り除くことが重要です。
○誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるよう，差別の解消に向けた広報•啓発活動を継続して実施するとともに，障がいのあ る人の権利利益を侵害することとならないよう，個々の場面において社会的障壁を除去するための取組みを進めていきます。

## （6）アクセシビリティ＊の向上

○「アクセシビリティ」とは，階段のスロープ化や案内板への点字表示などの施設•設備の「利用しやすさ」や，広報誌の点訳やホームページの読み上げ機能 の充実などのサービス，情報，制度などの「利用しやすさ」を意味します。
○障がいのある人の生活上の困難さは，障がいそのものと社会的な要因の双方に あると考えられています。障がいの状態，年齢，性別などに関わりなく，障が いのある人の社会参加を実質的なものとし，安心して生活できるようにするた めに，ユ二バーサルデザイン＊の理念に基づき，社会への参加を制約している，事物，制度，慣行，観念などの社会的障壁の除去を進め，ソフト，ハードの両面にわたる社会のバリアフリー＊化を推進し，アクセシビリティの向上を図り ます。

[^25]
## 2 計画の位置づけ

本分野は障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として，「第 4期福岡市障がい福祉計画（障害者総合支援法に定める市町村障害福祉計画）」 や子どもに関する分野の基本的な計画である「第4次福岡市子ども総合計画＊」 との整合を図りながら策定するものです。

## 3 基本目標

○基本理念•考え方に基づき，6つの基本目標を定め，各施策を実施します。
（1）地域で安心して生活するための支援の充実
○障がいのある人もその家族も，地域で安心して生活し続けることができる支援の充実を図ります。
（2）就労支援•社会参加支援の充実
○生きがいのある，充実した生活の実現をめざし，支援の充実を図ります。
（3）障がいに対する理解の促進
○障がいのある人もない人も，互いに尊重し合う共生社会の実現をめざします。

## （4）権利擁護＊の推進

○障がいのある人の権利や尊厳を守るための施策を推進します。

## （5）差別解消のための施策の推進

○障害者差別解消法の趣旨を踏まえながら，差別解消の推進に取り組みます。
（6）障がいのある子どもへの支援の充実
○早期からの支援や，成長段階に応じた支援の充実を図ります。

[^26]
## 4 施策体系

○基本目標に基づき，以下の体系により障がい者施策を推進します。

## 〈推進施策〉

| 基本目標 | 施 策 |
| :---: | :---: |
| 【基本目標 1】地域で安心して生活する ための支援の充実 | （1－1）相談支援 |
|  | （1－2）在宅サービスの推進 |
|  | （1－3）移動•外出支援 |
|  | （1－4）施設サービス等の推進 |
|  | （1－5）生活用具等の給付 |
|  | （1－6）年金•手当等 |
|  | （1－7）住宅支援 |
|  | （1－8）保健•医療・リハビリテーション |
|  | （1－9）発達障がい児•者への支援 |
|  | （1－10）難病に関する施策の推進 |
|  | （1－11）災害対策の推進 |
|  | （1－12）事業所におけるサービスの質の向上 |
|  | （1－13）人材の育成•研修 |
|  | （1－14）「親なき後」の支援 |
| 【基本目標2】 <br> 就労支援•社会参加支援の充実 | （2－1）就労支援 |
|  | （2－2）福祉的就労の底上げ |
|  | （2－3）交通支援 |
|  | （2－4）意思疎通支援 |
|  | （2－5）障がい者に配慮したまちづくりの推進 |
|  | （2－6）スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進 |
| 【基本目標3】 <br> 障がいに対する理解の促進 | （3－1）啓発•交流の推進 |
|  | （3－2）広報•情報提供の充実 |
| 【基本目標 4】権利擁護の推進 | （4－1）権利擁護•虐待防止 |
| 【基本目標5】 <br> 差別解消のための施策の推進 | （5－1）障害者差別解消法施行に伴う対応 |
| 【基本目標6】 <br> 障がいのある子どもへの支援の充実 | （6－1）早期発見－早期支援 |
|  | （6－2）療育•支援体制の充実強化 |
|  | （6－3）発達障がい児の支援 |

## 5 障害者総合支援法の見直しとの関係について

O国は，平成 28 年（2016 年）における，障害者総合支援法の施行後3年を目途とした障がい福祉サービスのあり方などについての見直しを進めていま す。この見直しに当たっては，障がいのある人の自立や就労を支援するための効率的なサービス提供のあり方，必要な支援の度合いに応じたサービス提供の あり方，制度を支える財源•負担のあり方などについて幅広く検討を行い，制度の持続可能性の確保を図るべきであるとしています。
○このような国の動向や社会情勢の変化も踏まえ，計画期間中においても必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 施策各論

## 【基本目標1】地域で安心して生活するための支援の充実

## 〈現状と課題〉

○障がいの有無に関わらず，誰もが地域社会の中で安心して生活することがで きるよう，福岡市では「みんながやさしい，みんなにやさしいユ二バーサル都市•福岡＊」をまちづくりの目標像に掲げ，その実現のため様々な取組み を行っています。これまでも，短期入所や移動支援の充実，グループホーム の設置促進などを行ってきましたが，少子高齢化の進展や一人暮らし世帯の増加など，地域社会を取り巻く環境は大きく変化し，福祉サービスに対する ニーズはますます複雑•多様化しています。
○また，障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で，家族も高齢化 しており，親が先に亡くなった後，あるいは，親や家族が障がいのある人の介護などができなくなった場合に，どのようにして支援を継続していくかと いう，いわゆる「親なき後＊の生活の不安」への取組みが重要となっていま す。

## （1）相談支援

○相談支援体制については，対象とする障がい種別，年齢や役割が機能的に整理されていない状況にあります。
○保健•医療・リハビリテーションについては，相談の内容が，多様化，複雑化してきており，より専門性の高い支援が求められています。

[^27]
## （2）在宅•施設サービス

○在宅サービスについては，医療的ケア＊が必要な重度心身障がい児•者が利用できる短期入所事業所が求められていますが，受け皿となる事業所が少な い状況にあります。
○移動支援については，利用対象者やサービス内容の拡充についての要望が多数出されています。
○生活用具については，給付品目の追加や支給要件の緩和などの要望があります。
○グループホーム整備の伸びが鈍く，見込み数に達していない状況にあります。
○事業者の新規参入が進む中，サービスの質を一定のしベル以上にすることが必要とされています。
○「施設事業所からみて不足している社会資源＊」を前回調査回答（平成22年度〔2010 年度〕）と比較すると，「強度行動辟がい＊に対応できる短期入所施設」「医療ケアが可能な短期入所施設」の割合が大きく伸びています。

[^28]【図表 87－1】相談支援の観点から不足している社会資源（事業所回答）


出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

【図表 87－2】相談支援の観点から不足している社会資源（事業所回答）


出典：「平成 22 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

○自宅や地域で生活するために必要なこととして，身体障害者手帳所持者のう ち重度（1•2 級）者，療育手帳所持者のうち重度（A1～A3）者では，中度•軽度の方と比べ，「昼間の介護を頼める人」「夜間の介護を頼める人」を望む割合が高く，療育手帳重度では，特に「短期入所など緊急時に宿泊でき るところ」を望む割合が高くなっています。

【図表 88】自宅や地域で生活するために必要なこと
（手帳等級別 身体障がい者）
（\％）

|  |  | $\begin{aligned} & \text { 調 } \\ & \text { 楀 } \\ & \text { 人 } \end{aligned}$ | 自宅や地域で生活するために畐要なこと |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { が主 } \\ & \text { 近治 } \\ & \text { く医 } \\ & \text { あや } \\ & \text { あ 医 } \\ & \text { 末療 } \\ & \text { に機 } \\ & \text { 関 } \end{aligned}$ |  | $\begin{gathered} \text { こ家 } \\ \text { と埃 } \\ \text { と } \\ \text { 同 } \\ \text { 居 } \\ \text { で } \\ \text { き } \\ \text { た } \end{gathered}$ |  | $\begin{gathered} \text { あ呑 } \\ \text { 人間 } \\ \text { がの } \\ \text { い介 } \\ \text { あ護 } \\ \text { こを } \\ \text { と頼 } \\ \text { め } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \text { 末夜 } \\ & \text { 人間 } \\ & \text { がの } \\ & \text { い介 } \\ & \text { あ護 } \\ & \text { こを } \\ & \text { と頼 } \\ & \text { め } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { 仕 } \\ & \text { 末 } \\ & \text { が } \\ & \text { あ } \\ & \text { あ } \\ & \text { と } \end{aligned}$ |
| 全 |  |  | 849 | 36.8 | 33.1 | 27.2 | 24.5 | 16.7 | 15.3 | 12.7 | 11.2 |
| 手 | 敕度（1．2紷） | 437 | 34.1 | 35.1 | 24.5 | 21.3 | 21.8 | 18.8 | 12.9 | 8.9 |
| 根 | 中度（3．4紷） | 297 | 42.9 | 30.4 | 33.3 | 30.6 | 11.5 | 10.4 | 11.9 | 12.3 |
| 等 | 軽度（5．6級） | 96 | 35.8 | 31.8 | 24.0 | 24.2 | 12.3 | 15.5 | 16.9 | 19.3 |
| 級 | 無回答 | 19 | 8.9 | 36.6 | 10.6 | 3.3 | 3.2 | 8.9 | 1.4 | 8.2 |


|  |  | $\begin{aligned} & \text { 調 } \\ & \text { 譥 } \\ & \text { 人 } \end{aligned}$ | 自宅や地域で生活するために必要なこと |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 談で地窓き域 ロ すで が相何 あ談で る貝も こや相 と相談 |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 施 } \\ & \text { 設 } \\ & \text { で } \\ & \text { 夥 } \\ & \text { け } \\ & \text { 末 } \\ & \frac{1}{c} \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & ₹ \\ & \varnothing \end{aligned}$ 他 | $\begin{aligned} & \text { 待 } \\ & \text { に } \\ & \text { な } \\ & \text { 心 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 無 } \\ & \text { 回 } \\ & \text { 管 } \end{aligned}$ |
| 全 |  |  | 849 | 10.6 | 6.1 | 5.6 | 4.2 | 1.4 | 1.3 | 7.3 | 9.7 |
| 手 | 重度（1．2墭） | 437 | 9.0 | 7.9 | 5.6 | 5.1 | 0.9 | 1.5 | 4.7 | 11.2 |
| 艮 | 中度（3．4紷） | 297 | 13.1 | 4.6 | 4.5 | 3.6 | 1.4 | 1.5 | 9.7 | 5.6 |
| 等 | 輌圣度（5．6紷） | 96 | 8.2 | 3.9 | 9.6 | 2.7 | 3.3 | 0.4 | 10.5 | 12.9 |
| 极 | 無回答 | 19 | 19.6 | － | － | 1.8 | 5.8 | － | 14.7 | 24.1 |

（手帳等級別 知的障がい者）
（\％）

|  |  |  |  |  | 自宅や地 | で生活す | ために | 要なこと |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 調 } \\ & \text { 青 } \\ & \text { 数 } \\ & \text { 人 } \end{aligned}$ | るめ食人家专 <br> が京や <br> いめ掃 <br> る手除 <br> こ伝 <br> とい洗 <br> を濯 <br> 頼な <br> めど | $\begin{aligned} & \text { 家 } \\ & \text { 族 } \\ & \text { 同 } \\ & \text { 居 } \\ & \text { を } \\ & \text { を } \\ & \frac{\sigma}{と} \end{aligned}$ | る宿短 <br> こ泊期 <br> とで入 <br> を所 <br> るな <br> とど <br> こ緊 <br> 万急 <br> が時 <br> あに | $\begin{aligned} & \text { く主 } \\ & \text { に治 } \\ & \text { あ医 } \\ & \text { る佨 } \\ & \text { と療 } \\ & \text { 機 } \\ & \text { 閉 } \\ & \text { が } \\ & \text { 近 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 仕 } \\ & \text { 高 } \\ & \text { が } \\ & \text { あ } \\ & \text { る } \\ & \frac{1}{c} \end{aligned}$ | 場仲グ <br> が間ル <br> あと <br> る共ブ <br> こ同ホ <br> と生 <br> 活ム <br> でな <br> をど <br> るの | ある地 る相域 こ 談で と員何 やて相も談相窓談 ロでき | が夜 <br> い間 <br> るの <br> こ 介 <br> と讙 <br> を 頼 あ る 人 |
| 全 |  | 474 | 33.1 | 28.5 | 22.8 | 20.6 | 19.2 | 14.7 | 14.3 | 12.3 |
| 手 | 亘度（A1～A3） | 206 | 33.9 | 34.4 | 39.0 | 21.9 | 4.0 | 15.0 | 8.5 | 22.0 |
| 帳 | 中度（B1） | 126 | 33.7 | 24.5 | 7.9 | 20.5 | 29.5 | 15.0 | 15.0 | 4.9 |
| 判 | 㪕度（B2） | 119 | 32.1 | 25.3 | 11.8 | 21.6 | 37.6 | 13.6 | 26.4 | 2.8 |
| 定 | 無回答 | 24 | 28.0 | 14.3 | 15.3 | 4.9 | 4.5 | 16.2 | － | 14.6 |


|  |  | $\begin{aligned} & \text { 調 } \\ & \text { 量 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | 自宅や地域で生活するために必要なこと |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | が昼 <br> い間 <br> るめ <br> こ介 <br> と謐 <br> を <br> 頼 <br> $\infty$ <br> る | $\begin{aligned} & \text { く生ス } \\ & \text { に活l } \\ & \text { あにバ } \\ & \text { る必1 } \\ & \text { 要や } \\ & \text { とな銀 } \\ & \text { 機行 } \\ & \text { 閉な } \\ & \text { がと } \\ & \text { 近め } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & \text { サめが } \\ & \text { 1介イ } \\ & \text { ビ護ド } \\ & \text { スをへ } \\ & \text { が頼ル } \\ & \text { あめバ } \\ & \text { ある1 } \\ & \text { に人~ } \\ & \text { とー外 } \\ & \text { の出 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & z \\ & \text { あ } \end{aligned}$ 他 | $\begin{aligned} & \text { 特 } \\ & \text { に } \\ & \text { な } \\ & \text { い } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 無 } \\ & \text { 回 } \\ & \text { 答 } \end{aligned}$ |
| 全 |  |  | 474 | 11.6 | 11.0 | 10.6 | 9.8 | 8.4 | 1.0 | 6.5 | 10.4 |
| 手 | 亘度（A1～A3） | 206 | 9.1 | 20.1 | 6.7 | 19.4 | 12.9 | 0.8 | 1.7 | 9.5 |
| 帳 | 中度（B1） | 126 | 15.8 | 3.5 | 13.2 | 2.9 | 7.0 | 0.8 | 9.2 | 15.0 |
| 判 | 㪕度（B2） | 119 | 12.2 | 2.3 | 14.3 | 2.5 | 2.2 | 0.7 | 11.2 | 7.7 |
| 定 | 無回答 | 24 | 9.1 | 15.0 | 13.2 | － | 8.5 | 4.3 | 10.2 | 7.0 |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

## （3）年金•手当など

○障害基礎年金などによる所得保障のあり方については，国において検討課題 とされています。
○福岡市重度心身障がい者福祉手当については，より効果的な事業への転換が望ましいとする意見があり，そのあり方が検討課題となっています。

## （4）発達障がい＊－難病＊

○発達障がい者や強度行動障がい＊者に対応できる人材や事業所が少ない状況 にあります。
○発達障がいについては，一見しただけでは，障がいがあるとはわかりにくい ことから，学校や職場での周囲の理解や障がい特性に応じた配慮が十分でな い状況にあります。
○難病患者が障がい福祉サービスの対象となったことの認知度が低い状況にあ ります。また，難病患者の約半数が働きたい，働き続けたいと考えています が，就労に対する社会の理解及び配慮が十分でない状況にあります。

## （5）災害対策

○災害時の支援対策が十分でない状況にあり，災害時の安否確認や避難及び避難所での支援体制づくりを進める必要があります。

## （6）人材育成

○人材の確保や研修受講の機会の確保が十分でない状況にあり，障がいの多様化を踏まえた人材育成が必要となります。

[^29]
## 〈 施策の方向性〉

○地域での生活を支援するため，在宅サービス，グループホーム，外出•移動 などの支援の充実を図るとともに，身近な場所で相談支援を受けることので きる体制を強化します。

○重度の障がいがある人に対する障がい福祉サービスの充実を図り，社会参加 の支援や生活の質の向上をめざします。

○地域で安心した生活を継続できるよう，相談，体験の機会•場の確保，緊急時 の受け入れ・対応，地域の支援体制づくりなど，総合的な支援を検討します。
○施策の推進にあたっては，社会情勢や二ーズの変化に合わせた施策への再構築を図ります。

## 施策1－1 相談支援

○相談支援に関わる人材育成やネットワーク構築については，福岡市障がい者基幹相談支援センターが中心となって進めます。また，障がい種別に関わらず，指定特定相談支援事業所のバックアップや困難事例への対応，サービス未利用者への支援な どを行う区の基幹相談支援センター設置を検討します。
○きめ細かく継続的な支援を行うため，指定特定相談支援事業所や相談支援専門員の増加など，相談支援体制の充実に向けた取組みを検討します。

○聴覚障がい者からの相談については，区役所や聴覚障がい者情報センターにおいて対応します。
○障害者手帳の取得の有無に関わらず，障がい者もしくは障がいが疑われる人で，必要な社会資源＊に結びついておらず社会から孤立していたり，サービスの適切な利用がされて おらず，本人が抱えている課題の解決につながっていない人に対する支援を検討します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 計画相談支援 | 指定特定相談支援事業所が障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者 の状況を勘案し，サービス等利用計画案及びサービス等利用計画を作成。 サービス等利用計画が適切かどうか利用状況を検証し必要な支援を実施 |
| サービス等利用計画作成従事者研修 | サービス等利用計画を作成する相談支援専門員のスキルアップ研修を実施 |
| 身体障がい者相談員知的障がい者相談員 | 障がい児•者の日常生活の問題について，地域において相談員が各種相談 に応じるとともに，援助を実施 |
| 障がい者生活支援相談室 | 主に身体•知的障がい者の相談に対して関係機関で連携し対応（相談は，窓口，電話のほか，訪問による相談も対応） |
| 知的障がい者相談支援センター精神障がい者相談支援センター | 在宅などの知的障がい者，精神障がい者の相談支援を実施 |
| 障がい者基幹相談支援センター （虐待防止センター） | 障がい者の虐待防止支援及び地域生活に関する相談支援の中核的機能を一体的に併せ持ち，障がい者の相談支援体制を充実 |
| 聴覚障がい者情報センター | 聴覚障がい者や盲ろう者などの各種相談に応じるとともに，総合的なコミ ユニケーション支援を実施 |
| ろうあ者相談員•手話通訳者の配置 | 各区福祉•介護保険課に，聴覚障がい者の各種相談に応じるろうあ者相談員又は手話通訳者を配置 |
| 発達障がい者支援センター （ゆうゆうセンター） | 発達障がい＊について，相談や普及啓発，研修などを実施 |
| こども総合相談センター | 子どもに関する様々な問題に対して，保健•福祉•教育分野から総合的•専門的な相談•支援を実施 |
| 心身障がい福祉センター，東部•西部療育センター | 障がい児（未就学児）の相談•診断•療育支援等を実施 |
| 発達教育センター | 障がいのある子どもたちの就学相談や教育相談，自立活動などを実施 |

[^30]
## 施策1－2 在宅サービスの推進

○障がいのある人とその家族が安心して生活できるよう福祉サービスを継続して実施するとともに，短期入所など重度障がい者に対する支援や居宅介護などのさらな る充実に努めます。
○施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行を進めていくため，障がい者が在宅 で生活するために必要な支援などの充実を図ります。
○国に対しては，引き続き他の政令市と共同して確実な財源措置を求めていきます。 ○また，市としても，施策の再構築や，事業所指導•監査などを通じたサービス適正化により財源確保に努めます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 居宅介護 | ホームヘルパーによる身体介護•家事援助などを実施 |
| 重度訪問介護 | 身体介護•家事援助に加え，外出時の移動の支援や見守り，コミュニケー <br> ション支援などを実施 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要がとても高い人に，居宅介護など複数のサービスを包括的に実施 |
| 短期入所（福祉型•医療型） | 介護者の疾病などのため一時的に介護ができない場合に，施設，病院で宿 <br> 泊を伴った預かりを実施 |
| 訪問入浴サービス | 家庭での入浴が困難な障がい者宅を訪問し，入浴サービスを提供 |, | 介護者の疾病などのため一時的に介護ができない場合に，施設などで日帰 |
| :--- |
| りの預かりを実施 |

## 施策 1－3 移動－外出支援

○重度の知的障がいがある方などの外出の機会の確保を図るため，行動援護について，利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めます。
○移動支援については，国の制度の動向に留意するとともに，必要な財政負担も考慮 しながら，より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。
○地下鉄料金助成や福祉乗車券などについて，外出支援のあり方を検証し，わかりや すく，使いやすい制度へ組み替えるなど，施策の再構築を図ります。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 同行援護 | 視覚障がいにより移動が著しく困難な障がい児•者に対し，外出時の移動 <br> に必要な情報の提供，移動の援護を実施 |
| 行動援護 | 知的•精神障がいにより行動が著しく困難な常時介護を要する障がい児• <br> 者が外出する際に，必要な援助を実施 |
| 移動支援 | 一人での外出が困難な障がい児•者の目的地までの移動の介護を実施 |
| 地下鉄料金助成 | 重度障がい者などに対し，市営地下鉄の運賃を助成 |
| 福祉乗車券交付 | 70歳以上の障がい者に対し，公共交通機関の運賃を助成 |
| 福祉タクシ一料金の助成 <br> 移送サービス 経済的支援が必要な重度心身障がい者がタクシーを利用する場合に料金の <br> 一再掲】 <br> 福を祉有償運送 <br> 【再掲】寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者 <br> に，寝台タクシ一料金の一部を助成 |  |

[^31]
## 施策1－4 施設サービス等の推進

○集団指導•実地指導を通じて良質な障がい福祉サービスの確保に努めます。また，就労移行支援及び就労継続支援A型に関しては，福岡労働局など関係部署との連携を図 ります。
○地域活動支援センター（II型•亚型•IV型）については，施設経営の安定及び利用者処遇の向上のため，障がい福祉サービス事業への移行を支援していきます。
○強度行動障がい＊のある方に対し，拠点施設において 24 時間体制で支援員を配置 し，3 か月を目途に集中支援を行うことにより，個々の障がい特性に応じた支援方法を検討•作成し，行動問題の軽減を図るとともに，民間障がい福祉サービス事業者と協力して，受け入れ事業所の拡大を図ります。
O障がい者が地域で安心して生活が継続できるよう，相談，体験の機会•場の確保，緊急時の受け入れ・対応，地域の支援体制づくりなど，総合的な支援を検討します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 生活介護 | 常時介護を必要とする人に，施設での日中の介護などを実施 |
| 施設入所支援 | 入所している人を対象に夜間の介護を実施 |
| 自立訓練 | 身体機能，生活能力の向上のために必要な訓練を実施 |
| 就労移行支援 | 一般企業などへの就労を希望する人に対する訓練を実施 |
| 就労継続支援 A 型 | 通所により，雇用契約に基づく就労の機会を提供 |
| 就労継続支援 B 型 | 通所により，就労の機会や生産活動の機会を提供 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人への看護，介護などの援助を実施 |
| 地域活動支援センター I 型 <br> 精神障がい者の相談支援や創作的活動などの機会提供，関係機関との連携 <br> 強化を実施 |  |
| 地域活動支援センター <br> （II型•型•IV型）等 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流を促進 <br> 強度行動障がい者支援事業地域での安定した生活をめざし，障がいの軽減及びサービス利用機会の拡 <br> 充を図るため，共同支援，支援員養成研修に加え，拠点での集中支援をモ <br> デル事業として実施 |

[^32]
## 施策1－5 生活用具等の給付

○補装具や日常生活用具の給付を行うとともに，福祉用具＊に関する情報提供を行い ます。また，日常生活用具については，I CT＊（情報通信技術）の進展や，利用者ニーズに応じた内容となるよう給付品目の見直しを継続して検討します。
○民間事業者によるサービスの充実などの，社会情勢の変化に対応した施策の再構築 を図ります。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 補装具費の支給 | 身体上の障がいを補うための補装具の購入や修理にかかる費用を支給 |
| 日常生活用具の給付 | 在宅の障がい児•者に対し，日常生活がより円滑に行われるための用具を <br> 給付 |
| 福祉電話の貸与等 | 障がい者に電話やファックスを貸与するとともに，電話による安否確認• <br> 各種相談などを実施 |
| 徘徊知的障がい者捜索システム <br> 事業 | 徘徊のおそれのある知的障がい者に持たせる携帯端末の初期費用を所得に <br> 応じて助成 |
| 緊急通報システム <br> 小児慢性特定疾病児日常生活用 <br> 具の給付 <br> 急病などの緊急事態の際，受信センターへ簡単に通報できる緊急通報機器 <br> を設置 特定疾病＊医療費助成制度の認定を受けた児に対し，日常生活用具 $_{\text {を紨 }}$ |  |

[^33]
## 施策 1－6 年金－手当等

○引き続き国の所得補償制度を実施する中で，制度の周知や円滑な事務手続きに努め ます。
○「親なき後＊の生活の安心』『障がいの重度化，高齢化への対応』のための施策を強化するには，財源確保の観点から，個人給付事業なども含め，再構築の必要があ る」との意見もあることから，障がい者や関係者の意見を何いながら，福岡市重度心身障がい者福祉手当など，そのあり方について検討を行います。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |

[^34]
## 施策1－7 住宅支援

○障がい児•者本人の自立の促進や，家族など介護を行う方の負担を軽減するために，住宅改造相談助成を継続して行います。

○障がい者グループホームに関しては，開設時に必要な敷金や備品などの経費を補助 するとともに，市営住宅を計画的に活用するなど設置促進に努めます。また，グル ープホームの報酬体系について，利用者への良好な処遇の確保や安定的運営に資す るよう，他都市と連携し，機会を捉えて国に要望していきます。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 障がい者等住宅改造相談助成事業 | 在宅の身体障がい児•者がいる世帯に対し，住宅を障がい児•者の居住に <br> 適するように改造する場合に，費用を所得に応じて助成 |
| グループホーム | 地域で共同生活を営む住居において日常生活上の相談，介護などの支援を <br> 実施 |
| 障がい者グループホーム設置促 <br> 進事業 | グループホームの開設にあたり必要となる共用備品，敷金，事業開始前家 <br> 賃及び改修費などを補助 |
| 福祉ホーム | 障がい者に低額な料金で居室その他設備を提供 |
| 障がい者住宅入居等支援事業 <br> （居住サポート） | 一般住宅への入居を希望する障がい者に対して，入居に必要な調整を行う <br> とともに家主などへの相談•助言を実施 |

## 施策1－8 保健•医療・リハビリテーション

○アルコールを含む依存症やひきこもり，発達障がい＊，性同一性障がい＊などの専門性が高い二ーズに関して，相談事業を行っています。また，アルコールを含む依存症やひきこもりに関しては，認知行動療法＊を用いた回復プログラムに沿った内容の教室を開催し，本人や家族に向けた支援を行います。
○国•県への財源措置を要望するとともに，医療費助成制度の優先順位などを適正化 することにより，財源確保に努めます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 自立支援医療制度（更生医療，精神通院医療，育成医療） | 障がいの軽減•除去に関する治療に対し，医療費の自己負担率を 1 割とす るもの |
| 重度障害者医療費助成制度 | 保険診療にかかる医療費の自己負担相当額を助成 |
| 精神科救急医療システム | 休日，夜間において，精神症状悪化のため，入院が必要になった場合の病床の確保などを実施 |
| 地域障がい者フィットネス教室 | あいあいセンターで，機能維持のための体操・ヨガなどを実施 |
| 高次脳機能障がい者リハビリ教室 | スポーツセンター，早良•西フレンドホームで，社会生活力向上のための言語療法•作業療法を実施 |
| 精神障がいの早期発見•治療促進 | 精神保健相談，訪問指導などを実施し，精神障がいの早期発見•治療を促進 |
| 精神保健福祉専門相談 | アルコールを含む依存症やひきこもり，発達障がい及び性同一性障がいに関する電話相談と専門医師の面接相談による支援 |
| 依存症対策事業 | 薬物依存症の本人に対して，依存症の改善を図る回復プログラムを実施。 また，アルコールを含む薬物依存症の家族を対象に認知行動療法を用いた家族教室を開催 |
| ひきこもり対策事業 | 「ひきこもり地域支援センター」において，成人期ひきこもり者の支援を実施。 また，ひきこもり者の家族を対象に認知行動療法を用いた家族教室を開催 |
| 精神障がい者の退院促進事業 | 長期入院精神障がい者の円滑な地域生活への移行に向けた地域の環境整備 や医療機関，関係機関及び事業所の意識の向上を図る事業を実施 |

## 関連する施策

※依存症対策については，健康•医療分野の施策 3－2（P．102）と関連あり

[^35]
## 施策 1－9

○発達障がい児•者への支援については，発達障がいへの理解が進んでいないことや，一人ひとりの障がい特性に応じた支援が十分ではないことなどにより，精神障がい などの二次障がいの発生が指摘されています。
○幼児期から学齢期，成人期までの一貫した支援を進めるため，発達障がい者支援セ ンター，療育センター，障がい者就労支援センター，発達教育センター，精神保健福祉センターなどの発達障がい関連施設の有機的な連携のあり方（既存の社会資源 ＊の集約再編，機能強化，利便性向上を図ることなど）を検討します。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 発達障がい者支援センター <br> （ゆうゆうセンター） | 発達障がいについて，相談や普及啓発，研修などを実施 |
| 世界自閉症啓発デー・発達障がい <br> 啓発週間 | 市民の理解と認識を深めるため，「世界自閉症啓発デー（4 月 2 日）」「発達 <br> 障がい啓発週間（4 月 2 日～8 日）」を中心として各種広報啓発活動を実施 |
| 発達障がい児日中ー時支援 <br> （就学前児童） | 介護者の疾病などにより一時的に介護ができない場合に，施設などで日帰 <br> りの預かりを実施 |
| 発達障がい児放課後等支援事業 | 通常学級及び特別支援学級に通学する発達障がい児に，放課後などの活動 <br> の場を提供するとともに，保護者の就労とレスパイトの時間の確保を支援 |
| 自閉症スペクトラム支援者養成 <br> 研修 | 自閉症スペクトラム＊の方の支援者を対嶑に，障がいの特性についての理解を <br> 深めるとともに，支援における知識と実践方法を学ぶための研修会を開催 |
| ペアレントメンター養成研修 | 発達障がいの子どもの保護者が，同じ経験をした先輩として，別の保護者 <br> の相談にのり，前向きな子育てのための理的援助を行う役割を担うペア <br> レントメンターを養成するための研修会を開催 |

関連する施策
※発達障がい児への取組みについては，施策 6－3（P．226）参照

[^36]
## 施策1－10 難病＊ 関する施策の推進

○難病患者とその親など家族が地域で安心して生活できるよう，安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図ります。

○難病患者への訪問事業，難病医療講演会•相談会を開催するなど，疾病の理解や療養の支援•患者間の交流を促進し不安の軽減を図るとともに，難病（指定難病）の医療費助成や障がい福祉サービスを提供します。

○慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し，医療費の助成とあわせて，適切な情報提供を行います。また，身近な地域において，慢性疾患を抱える子どもとその家族 への支援の充実を進めます。
○難病患者からの相談体制の充実を図るため，地域の実情等を把握し，福岡県難病相談•支援センターと連携しながら，ピアスタッフ＊の地域での活動を支援します。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |

関連する施策
※難病対策については，健康•医療分野の施策 2－3（P．90）参照

[^37]
## 施策1－11 災害対策の推進

○避難行動要支援者名簿＊の周知を進め，災害時における避難行動に支援が必要とな る方に，名簿への登録を促し，日頃の声かけなど地域で支える取組みを進めます。
○特別な支援を必要とする障がい者（人工呼吸器使用者，人工透析者，視覚障がい）者，㯖覚障がい者，精神障がい者，難病＊患者等）については，医療機関との連絡，搬送，ホームヘルパー，保健師，手話通訳者の派遣依頼を行うほか，状況により社会福祉施設への緊急入所等，適切な配慮がされるよう努めます。
○災害時に避難所での生活が困難な障がい者などの災害弱者のため，2次避難所とし て設置する福祉避難所＊について，指定している福祉施設との協議を進め災害に備 えます。

## 関連する施策

※地域における災害対策については，地域分野の施策 3－2（P．126）参照

## 施策1－12 事業所におけるサービスの質の向上

○事業所間での協議会設置を後押しすることにより，サービス事業所自ら質の向上に努める仕組みを構築していきます。
○事業者説明会（集団指導）の実施や，各事業所における，運営方法やサービスの提供状況に関する確認（実地指導）を行います。

[^38]
## 施策1－13 人材の育成•研修

○障がい者（難病＊を含む）の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサー ビスを提供するため，必要な知識，技能を有するホームヘルパーを養成します。
○㯖覚障がい者などの福祉に理解と熱意を有する方を，手話通訳者，要約筆記者や介助員として養成するための講座を開催し，人材の育成と技術の向上を図ります。
○精神保健福祉業務に従事する職員やピアスタッフ＊に対して，人材育成を目的に研修会を開催します。
○支援者の育成•確保をめざし，県とも協力して研修の機会の確保に努めます。
【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| サービス等利用計画作成従事者研修【再掲】 | サービス等利用計画を作成する相談支援専門のスキルアップ研修を実施 |
| ホームヘルパースキルアップ研修 | 居宅介護などの従事者を対象に，障がい児•者へのサービスの質の向上を図ることを目的とした研修会を開催 |
| 難病患者等ホームヘルパー スキルアップ研修 | 難病患者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するた め，難病の基礎知識や保健•医療•福祉制度のほか，患者の心理的援助法 などの知識•技能の習得を目的に研修会を開催 |
| 相談員研修（身体•知的） | 相談員の業務遂行に必要な知識を深め，相談業務の円滑化を図ることを目的とした研修を実施 |
| 手話通訳者の養成•派遣 | 手話通訳者を養成し，聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣 |
| 要約筆記者の養成•派遣 | 要約筆記者を養成し，聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣 |
| 盲ろう者通訳•介助員の養成•派遣 | 盲ろう者通訳•介助員を養成し，盲ろう者が公的機関などに赴くときなど に移動及びコミュニケーション支援を行うために派遣 |
| ピアスタッフスキルアップ研修 | 地域活動支援センターや事業所などでスタッフやボランティアとして従事 している精神障がい者を対象に，対人面のスキルアップや仲間づくりなど を目的とした研修会を開催 |
| 精神保健福祉に関する教育研修 | 精神保健福祉業務に従事する職員などの技術水準の向上を図るため，基礎知識や専門知識などの習得を目的に研修会を開催 |
| 自閉症スペクトラム支援者養成研修【再掲】 | 自閉症スペクトラム ${ }^{*}$ の方の支援者を対象に，障がいの特性についての理解 を深めるとともに，支援における知識と実践方法を学ぶための研修会を開催 |
| ペアレントメンター養成研修【再揭】 | 発達障がい＊の子どもの保護者が，同じ経験をした先輩として，別の保護者 の相談にのり，前向きな子育てのための心理的援助を行う役割を担うペア レントメンターを養成するための研修会を開催 |

[^39]
## 施策1－14 「親なき後＊」の支援

○障がいのある人の生活を支えている要素として，様々な障がい福祉サービスとともに，家族の存在は大変大きな部分を占めています。障がいのある人や家族が抱えている大き な不安の一つに，「親なき後の生活の不安」がありますが，障がいのある人も，その家族も安心して生活していくためには，早期から，親や家族が障がいのある人の介護など ができなくなった場合どのように支援を継続していくかという後見的支援策とあわせ て，障がいのある人自身が将来自立して生活できる環境を整備することが重要です。

○そのため，「親なき後」の支援については，早期からの取組みも含め，施策の再構築な ど，財源の確保も見据えながら，各施策の効果的な実施と連携を推進し，基本理念に掲 げる「障がいのある人が必要な支援を受けながら，自らの能力を最大限発揮し，地域や家庭でいきいきと生活することのできるまちづくり」の実現に向けて取り組みます。
○障害者手帳の取得の有無に関わらず，障がい者もしくは障がいが疑われる人で，必要な社会資源＊に結びついておらず社会から孤立していたり，サービスの適切な利用がされ ておらず，本人が抱えている課題の解決につながっていない人に対する支援を検討しま す。（再掲：施策1－1）

○障がいのある人とその家族が安心して生活できるよう福祉サービスを継続して実施す るとともに，短期入所など重度障がい者に対する支援や相談支援などのさらなる充実に努めます。（再掲：施策 1－2）
○施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行を進めていくため，障がい者が在宅で生活するために必要な支援などの充実を図ります。（再掲：施策1－2）
○障がい者が地域で安心して生活が継続できるよう，相談，体験の機会•場の確保，緊急時の受け入れ・対応，地域の支援体制づくりなど，総合的な支援を検討します。（再掲 ：施策1－4）
○「『親なき後の生活の安心』『障がいの重度化，高齢化への対応』のための施策を強化す るには，財源確保の観点から，個人給付事業なども含め，再構築の必要がある」との意見もあることから，障がい者や関係者の意見を伺いながら，福岡市重度心身障がい者福祉手当など，そのあり方について検討を行います。（再掲：施策1－6）
○障がい者グループホームに関しては，開設時に必要な敷金や備品などの経費を補助する とともに，市営住宅を計画的に活用するなど設置促進に努めます。また，グループホー ムの報酬体系について，利用者への良好な処遇の確保や安定的運営に資するよう，他都市と連携し，機会を捉えて国に要望していきます。（再揭：施策1－7）
○障がいのある人が社会の一員として尊重され，自らの考えに基づいた決定をし，その考 えを表明したり，行動したりするための支援のあり方を踏まえながら，成年後見制度 ＊の利用促進に向けた検討や，相談窓口などの充実を図ります。（関連 ：施策4－1）

[^40]
## 【基本目標 2】就労支援•社会参加支援の充実

## 〈現状と課題〉

○障がいのある人が，地域社会の一員として自立した生活をするために，就労 は大きな柱となりますが，とりわけ，対人関係に困難を抱えがちな発達障が い＊のある人は，就職が難しい状況にあります。障がいの特性に応じた支援 の充実を図るとともに，乳幼児期から成人期までの一貫した支援が必要です。
○また，地域行事への参加やスポーツを楽しむ機会など，障がいのある人の社会参加の支援や，視覚障がい・聴覚障がいのある人へのコミユニケーション支援 の充実を図るとともに，誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりの推進が求め られています。

## （1）就労

○民間就労支援事業所の増加に伴い，支援に対するノウハウが十分でない事業所が存在しています。

○福祉的就労＊については，商品力や販売力の向上が，工賃向上につながって いない状況があります。
○就労支援として必要なこととして，知的障がい者，発達障がい児•者では，「仕事（作業）上の援助や本人•周囲への助言を行う者による支援」を望む割合が高く，発達障がい児•者では「発達障がいの特性を踏まえた作業手順の視覚化などの配慮」が第1位となっています。

【図表 89】就労支援として必要なこと（上位 5 位まで）

|  | 身体障がい者 （ $\mathrm{N}=849$ ） | 知的障がい者 $(\mathrm{N}=474)$ | 精神障がい者（通院） $(N=1038)$ | 発達障がい児•者 （ $\mathrm{N}=309$ ） | 難病患者 $(N=504)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 調子の悪いときに休みを取りやすくする （30．6\％） | 仕事（作業）上の援助や本人•周囲への助言を行う者による支援 （41．1\％） | 調子の悪いときに休みを取りやすくする （60．8\％） | 発達障がいの特性を踏まえた作業手順の視覚化などの配慮 （71．2\％） | 調子の悪いときに休みを取りやすくする （54．4\％） |
| 2位 | 在宅勤務 (29.0\%) | 調子の悪いときに休みを取りやすくする （36．1\％） | 短時間勤務などの労働 （作業）時間の配慮 （44．1\％） | 仕事（作業）上の援助や本人•周囲への助言を行う者による支援 （68．6\％） | 短時間勤務などの労働 （作業）時間の配慮 （36．1\％） |
| 3位 | 短時間勤務などの労働 （作業）時間の配慮 （26．3\％） | 短時間勤務などの労働 （作業）時間の配慮 （32．0\％） | 通院時間の確保•服薬管理など医療上の配慮 （31．6\％） | 試しにいろいろな仕事（作業）を体験してみること （50．5\％） | 在宅勤務 (35.1\%) |
| 4位 | 通院時間の確保•服薬管理など医療上の配慮 （23．9\％） | 工賃（収入）の増加 （28．5\％） | 在宅勤務 (28.2\%) | 調子の悪いときに休みを取りやすくする （49．8\％） | 通院時間の確保•服薬管理など医療上の配慮 （31．9\％） |
| 5位 | 障がい者雇用のきっかけ づくり（トライアル雇用） （16．8\％） | 仕事（作業）の内容の簡略化などの配慮 （28．2\％） | 仕事（作業）上の援助や本人•周囲への助言を行う者による支援 （24．8\％） | 短時間勤務などの労働 （作業）時間の配慮 （48．5\％） | 配置転換などの人事管理面についての配慮 (16.5\%) |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

[^41]○身体•知的障がい児及び発達障がい＊児•者では，地域で生活するために必要 なこととして「仕事があること」と回答した人の割合が5割程度となってお り，自宅や地域で生活するために，就労支援は必要な取組みとなっています。

【図表 90－1】自宅や地域で生活するために必要なこと（身体•知的障がい児）


【図表 90－2】自宅や地域で生活するために必要なこと（発達障がい児•者）


出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

[^42]
## （2）社会参加

○公共交通機関助成については，制度の複雑性や，利便性の地域格差を考慮し た仕組みとなっていない状況があります。
○障害者差別解消法の趣旨に則り，各フレンドホームや障がい者スポーツセン ターに限らず，あらゆる場所で障がい者の社会参加が進むような支援を行う必要があります。

## （3）意思疎通

○手話通訳者，要約筆記者などへのニーズに対する，支援の範囲や人材確保に ついて検討が求められています。
○手話通訳などの様々な情報にアクセスする支援の充実が求められています。

## 〈 施策の方向性〉

○民間の就労支援事業者，就労支援センター，ハローワークなどと連携して，障がいのある人の雇用に対する理解促進や，企業とのマッチング，一般就労後の定着の促進などの支援を行います。

○障がい者施設で作られる商品の製作販売や請負作業などの情報を広く紹介す るとともに，官公庁や企業からの受注をコーディネートするなど，売上げの向上，工賃の向上を図ります。
○社会参加を支援するため，合理的配慮 $*$ の観点に基づく，意思疎通支援施策の充実を図ります。

○障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るなど，引き続き各種社会参加活動の促進を図ります。
○施策の推進にあたっては，社会情勢やニーズの変化に合わせた施策への再構築を図ります。

[^43]
## 施策2－1 就労支援

○就労支援センターを中心に，関係機関と連携しながら，就労移行支援事業所のスキ ルアップや企業の開拓を進めます。
○就職への困難度が高い，精神•発達障がい＊者への支援の充実を図るなど，社会情勢や雇用情勢の変化に応じた柔軟な施策の実施を図ります。
○障がいのある人を雇用する企業へのサポート体制を構築し，障がいのある人も企業 も安心して働くことのできる環境整備を実施します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 福岡市障がい者就労支援 <br> センター | 障がい者の就労促進のため，関係機関などのネットワークの中心となり <br> 個々の障がい者に対する総合的支援を実施 |
| 障がい者インターンシップ事業 | 市庁舎や区役所などを障がい者の職場実習の場として提供 |
| 就労移行支援【再掲】 | 一般企業などへの就労を希望する人に対する訓練を実施 |
| 就労継続支援A型【再掲】 | 通所により，雇用契約に基づく就労の機会を提供 |
| 就労継続支援B型【再掲】 | 通所により，就労の機会や生産活動の機会を提供 |
| 特別支援学校卒業生の就労促進 | 生徒の自立と社会参加を進めるため，学校，企業関係者，行政，学識経験 <br> 者，保護者などで構成する「夢ふくおかネットワーク」において，関係団 <br> 体•機関などとの連携を図り，企業などへの就労を促進 |
| 就職支度金 | 施設などにおける訓練を終了し，就職する障がい者に対し，就職に必要な <br> 物品を購入した費用を支給 |
| 精神障がい者社会適応訓練事業 | 職親（一般事業所）のもとで就労訓練を実施 |

[^44]
## 施策 2－2 福祉的就労＊の底上げ

○障がい者施設商品の商品力•販売力強化，市民への情報発信を目的として，障がい者施設商品の販売•PRイベントなど，様々な取組みを行います。
○ときめきウェブにおいて，障がい者施設商品の製作販売や請負作業などの諸活動を広く紹介し，売上げの向上，工賃の向上を図ります。
○障がい者施設商品のアンテナショップとして「ときめきショップ」を設置し，売上 げの向上を図ります。
○ときめきグッズ受注•発注コーディネート事業において，障がい者施設商品の情報 を整理集約し，発注側（福岡市•企業など）に提供するとともに，コーディネート することにより，受注•発注のミスマッチを解消し，障がい者施設商品の販売促進 を図ります。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| ときめきプロジェクト | 障がい者施設商品の商品力•販売力の強化や，魅力的な障がい者施設商品 <br> や作品の紹介イベントなどを実施 |
| ときめきウェブ | 障がい者施設商品の製作販売や請負作業などの諸活動を広く紹介するとき <br> めきウェブの運用管理，登録施設の追加などを実施 |
| ときめきショップ | 常設店舗「ときめきショップ」を設置し，施設商品販売促進•情報提供を実施 |
| ときめきグッズ受注•発注 <br> コーディネート事業 | 障がい者施設商品の情報を整理•集約して発注側（福岡市•企業など）に <br> 提供するとともに，施設と企業などをつなぐコーディネートを実施 |

## 施策2－3 交通支援

○地下鉄料金助成や福祉乗車券などについて，外出支援のあり方を検証し，わかりや すく，使いやすい制度へ組み替えるなど，施策の再構築を図ります。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 自動車改造費の助成 | 障がい者が，就労などに伴い，自らが使用する自動車を改造する際に要す <br> る経費を助成 |
| 自動車運転免許取得の助成 | 自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成 |
| 地下鉄料金助成【再掲】 | 重度障がい者などに対し，市営地下鉄の運賃を助成 |
| 福祉乗車券交付【再掲】 | 70歳以上の障がい者に対し，公共交通機関の運賃を助成 |
| 福祉タクシ一料金の助成 <br> 【再掲】 | 経済的支援が必要な重度心身障がい者がタクシーを利用する場合に料金の <br> 一部を助成 |

[^45]| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :--- |
| 移送サービス【再掲】 | 寝たきりのため一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者 <br> に，寝台タクシー料金の一部を助成 |

## 施策 2－4 意思疎通支援

○合理的配慮＊の観点から手話通訳者•要約筆記者の派遣対象の拡大を図ります。 ○区役所の設置手話通訳者の確保に努めます。
○重度障がい者に対する意思疎通支援のあり方については，国の動向も踏まえ，検討 します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 重度障がい者入院時コミュニ ケーション支援【再揭】 | 入院中の意思疎通が困難な重度の障がい者に対し，医療従事者との意思疎通を円滑化し，適切な治療が受けられるように支援を実施 |
| 手話通訳者の養成•派遣 <br> 【再掲】 | 手話通訳者を養成し，聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣 |
| 要約筆記者の養成•派遣【再掲】 | 要約筆記者を養成し，聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣 |
| 盲ろう者通訳•介助員の養成•派遣【再揭】 | 盲ろう者通訳•介助員を養成し，盲ろう者が公的機関などに赴くときなど に移動及びコミュニケーション支援を行うために派遣 |
| ろうあ者相談員•手話通訳者の配置【再揭】 | 各区福祉•介護保険課に，聴賞障がい者の各種相談に応じるろうあ者相談員又は手話通訳者を配置 |
| 点字図書給付事業 | 視覚障がい児•者に対し，点字本と墨字本（原本）の価格差を助成 |
| 市政情報の点字化等 | 市政だよりなどで点字版や音声版などを作成 |

## 施策2－5 障がい者に配慮したまちづくりの推進

○障がいのある人もない人も，すべての人が安全かつ快適に社会参加していけるように，「福岡市バリアフリー基本計画＊」に基づき，誰もが暮らしやすい環境整備を推進し ます。

## 関連する施策

[^46][^47]
## 施策2－6 スポーツ・文化・レクリエーション・社会参加の推進

○障がい種別や状況に応じた社会適応訓練の実施や相互理解を向上させる力を持つ文化芸術の活用により，障がい者の社会参加を促進します。また，社会情勢や二ーズ の変化に対応しつつ，障がいのある人の健康の増進や社会参加の促進のために，引 き続きスポーツ・文化・レクリエーション活動の振興を図ります。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 社会適応訓練 | 音声機能障がい者に対する発声訓練や，ストマ用具装着者に対するストマ <br> 用具の使用法の指導や相談を実施 |
| 障がい者社会参加推進センター | 障がい者の結婚相談や生活訓練，出前講習を実施し，社会参加を促進 |
| 在宅重度障がい者レクリエー <br> ション | 外出の機会に恵まれない在宅の重度身体障がい者に野外活動訓練の場を提供 |
| 在宅障がい児親子レクリエー <br> ション | 外出の機会に恵まれない在宅の障がい児と保護者を対象に野外活動の機会 <br> を提供 |
| 福岡市立点字図書館 | 点字図書，録音図書，CD図書の郵送貸出などを実施 |
| 市立障がい者フレンドホーム | 文化教室（絵画•陶芸など），更生相談，会議室提供を実施 |
| 福岡市市民福祉プラザ <br> 【再揭】 | 市民の福祉への理解や福祉活動への参加を支援し，相互に助け合い，支え合う豊 <br> かな福祉社会を実現することを目的として，市民福祉の総合センターを設置 |
| 障がい者スポーツセンター <br> （さん・さんプラザ） | 水泳・バスケットボール・卓球・トレーニングなどの場の提供 |
| 福祉バス |  |
| 【再掲】 |  |

[^48]
## 【基本目標 3 】障がいに対する理解の促進

## 〈現状と課題〉

○障がいのある人もない人も，お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会を実現 するためには，障がいへの理解は不可欠です。これまでも，「障がい者週間」 などを通じて，交流の機会を設けてきましたが，障がいへの理解はまだまだ不十分です。
○また，障がいのある人は，障がいの特性により，情報を得られる方法が限ら れる場合があります。必要な情報を得る方法の選択肢を増やしたり，機会を増やすことが求められています。

## （1）啓発－交流

○障がい者週間では，当事者や支援者の団体が中心となって啓発を行っていま すが，啓発活動への参加団体などが限られている状況があります。
○地域から受けたい支援•交流の内容では，すべての障がいにおいて，地域か ら受けたい支援として「普段から定期的に声かけなどをする（見守る）」を望 む回答が2割以上あります。

【図表 91】地域から受けたい支援•交流の内容（上位 5 位まで）

|  | 身体障がい者 (N=849) | 知的障がい者 $(\mathrm{N}=474)$ | 身体•知的障がい児 $\text { ( } \mathrm{N}=455 \text { ) }$ | 精神障がい者（通院） $(N=1038)$ | 発達障がい児•者 $(N=309)$ | 難病患者 （ $\mathrm{N}=504$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（ $23.5 \%$ ） | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（ $29.1 \%$ ） | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（48．6\％） | 相談相手になる <br> （26．5\％） | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（ $36.2 \%$ ） | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（ $22.8 \%$ ） |
| 2位 | 世間話をして <br> 一緒に過ごす <br> （16．3\％） | 地域の行事やイベントに <br> 一緒に参加する <br> （24．7\％） | 地域の行事やイベントに <br> 一緒に参加する <br> （35．8\％） | 世間話をして <br> 一緒に過ごす <br> （22．6\％） | 趣味やスポーツ活動を一緒にする （28．5\％） | 趣味やスポーツ活動を一緒にする （19．8\％） |
| 3位 | 趣味やスポーツ活動を一緒にする <br> （13．8\％） | 外出時に付き添う (19.4\%) | 外出時に付き添う (25.7\%) | 普段から定期的に声かけなどをする （見守る）（ $20.0 \%$ ） | 地域の行事や イベントに <br> 一緒に参加する <br> （27．2\％） | $\begin{gathered} \text { 世間話をして } \\ \text { 一緒に過ごす } \\ (18.5 \%) \end{gathered}$ |
| 4位 | 簡単な身の回りの世話をする <br> （12．8\％） | 趣味やスポーツ活動を一緒にする <br> （18．8\％） | 趣味やスポーツ活動を一緒にする <br> （23．5\％） | 趣味やスポーツ活動を一緒にする <br> （20．0\％） | 相談相手になる (22.7\%) | 地域の行事や イベントに <br> 一緒に参加する <br> （17．5\％） |
| 5位 | 相談相手になる <br> （12．6\％） | 世間話をして <br> 一緒に過ごす <br> （17．2\％） | 相談相手になる (14.5\%) | 地域の行事やイベントに <br> 一緒に参加する <br> （15．6\％） | 世間話をして <br> 一緒に過ごす <br> （21．0\％） | 相談相手になる (16.3\%) |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

## （2）広報•情報提供

○広報•情報提供については，すべての障がいにおいて，福岡市の福祉施策情報については5割程度が「市政だより」を手掛かりとしていることから，引 き続き「市政だより」を活用するとともに，広報媒体の充実や，相談窓口に おける的確な情報提供を図る必要があります。

【図表 92】福岡市の福祉施策情報を知る手掛かりとなっているもの（上位 5 位まで）

|  | 身体障がい者 $(\mathrm{N}=849)$ | 知的障がい者 $(\mathrm{N}=474)$ | 身体•知的障がい児 $(N=455)$ | 精神障がい者（通院） $(\mathrm{N}=1038)$ | 発達障がい児•者 $\text { ( } \mathrm{N}=309 \text { ) }$ | 難病患者 （ $\mathrm{N}=504$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 市政だより （63．2\％） | 市政だより (50.4\%) | $\begin{gathered} \text { 市政だより } \\ (65.1 \%) \end{gathered}$ | 市政だより (46.5\%) | 市政だより (57.9\%) | 市政だより (67.1\%) |
| 2位 | $\begin{gathered} \text { テレビ・ラジオ } \\ (29.3 \%) \end{gathered}$ | 福祉事務所 （区役所の福祉•介護保険課） （23．6\％） | 福祉事務所 （区役所の福祉•介護保険課） （23．5\％） | テレビ・ラジオ $(27.1 \%)$ | $\begin{gathered} \text { ゆうゆうセンター } \\ (36.2 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (29.4 \%) \end{gathered}$ |
| 3位 | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (28.4 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { テレビ・ラジオ } \\ (20.6 \%) \end{gathered}$ | あいあいセンター西部•東部療育センター （22．6\％） | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (18.9 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ホームページ } \\ (23.3 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { テレビ・ラジオ } \\ (24.0 \%) \end{gathered}$ |
| 4位 | 福祉事務所 （区役所の福祉•介護保険課） （21．1\％） | $\begin{gathered} \text { 施設 } \\ (19.0 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ホームページ } \\ (16.7 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ホームページ } \\ (16.5 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (18.8 \%) \end{gathered}$ | 福祉事務所 （区役所の福祉•介護保険課） （13．7\％） |
| 5位 | 民生委員•児童委員 (8.1\%) | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (16.9 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { 新聞 } \\ (12.1 \%) \end{gathered}$ | 区役所（健康課など） (14.0\%) | $\begin{gathered} \text { テレビ・ラジオ } \\ (18.4 \%) \end{gathered}$ | $\begin{gathered} \text { ホームページ } \\ (12.9 \%) \end{gathered}$ |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

## 〈施策の方向性〉

○共生社会の実現に向けて，互いの多様なあり方を尊重し，障がいへの理解を深め，偏見をなくしていく施策を推進します。
○必要な情報が必要な人に届くよう，わかりやすい広報を行うとともに，点訳化や音訳化など，障がいの特性に配慮した情報の提供や，情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。

## 施策 3－1 啓発•交流の推進

○障がいのある人もない人も，共に交流する機会を提供するなど，様々な場面で障が いに関する市民の理解を促進するための取組みを進めます。特に，子どもの頃から，体験学習や障がい当事者との交流を重ねることにより，障がいに関する理解や関心 を持てるような環境づくりを進めます。
○障がい児や特別支援教育＊に対する認識や理解を促進し，地域において障がい児が育まれるよう，特別支援学校の児童生徒と地域の小•中学校の児童生徒との交流活動を推進するとともに，障がい児と同じ地域に住む子どもたちとの交流に取り組ん でいる団体の活動を支援します。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 障がい者週間 | 障がいについて市民の理解と認識を深めるため，「障がい者週間（12月3日 ～9日）」を中心として各種広報啓発活動を実施 |
| 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間【再掲】 | 市民の理解と認識を深めるため，「世界自閉症啓発デー（4月2日）」「発達障がい啓発週間（4月2日～8日）」を中心として各種広報啓発活動を実施 |
| 発達障がい者支援センター （ゆうゆうセンター）【再掲】 | 発達障がい＊について，相談や普及啓発，研修などを実施 |
| 障がい児地域交流支援事業，地域交流支援コーディネーター派遣事業 | 障がい児と地域の子どもたちとの交流を積極的に行う団体に対して，交流事業への補助や障がい児への支援について助言するコーディネーターの派遣を実施 |
| ふくせき制度 （交流及び共同学習） | 特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるた め，居住する地域の小•中学校に副次的に籍を置き，交流を実施 |
| 精神保健家族講座 | 家族への障がいの理解，相互交流を促進 |
| 精神保健福祉啓発交流事業「ハートメディア」「ピアサポート講座」 | アート展覧会，ミニコンサート，講演会，ピアカウンセリング，社会復帰施設の物品販売などを実施 |
| 精神保健福祉に関する市民講演会 | ひきこもりや依存症，精神疾患全般に関する市民向け講演会を開催 |
| 補助犬啓発事業 | 小中学校への出前授業や市民向け啓発イベントなど，補助犬に関する啓発活動を実施 |
| ボランティアセンター | ボランティア登録の受付，ボランティア（個人•団体）の支援，養成講座 などを実施 |
| 福祉教育 | 障がいの理解促進のため出前講座などを実施 |
| ときめきプロジェクト【再揭】 | 障がい者施設商品の商品力•販売力の強化や，魅力的な障がい者施設商品 や作品の紹介イベントなどを実施 |
| 障がい者社会参加推進センター【再掲】 | 障がい者の結婚相談や生活訓練，出前講習を実施し，社会参加を促進 |

[^49]
## 施策 3－2 広報•情報提供の充実

○ I CT＊（情報通信技術）の進展に対応しながら，わかりやすい広報を行うととも に，点訳化や音訳化など，障がいの特性に配慮した情報手段の提供に努めます。ま た，必要な情報が必要な人に届くよう，より効果的な情報提供の手法を検討します。 ○パソコン・スマートフォンなどが普及している状況から，ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。

## 【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 障がい保健福祉施策に関する広報 | 計画の策定や福祉サービスの制度改正に関する内容などについて，冊子や <br> チラシ，福岡市ホームページ，市政だよりなどで周知 |
| 障がい保健福祉施策に関する情 <br> 報提供 | 毎年，福岡市障がい保健福祉施策に関する事業概要を紹介する冊子「福岡 <br> 市の障がい福祉」を作成 |
| 発達障がい者支援センター <br> （ゆうゆうセンター）【再掲】 | 発達障がい＊について，相談や普及啓発，研修などを実施 |

[^50]
## 【基本目標 4】権利擁護＊の推進

## 〈現状と課題〉

○障がいのある人は，家庭内，学校，職場など，曰常生活の様々な場面で権利 を損なわれやすい状況にあります。特に，知的障がい，精神障がいなどは， その障がいの特性から，意思表示能力が十分ではありません。誤解や偏見も生じやすいため，本人の意図しない状況になってしまったり，被害に遭って もその状況を周囲に伝えられないこともあります。自分で問題を解決するこ とが困難な人に対する支援体制の整備が求められています。
○障がい者の人権に関して問題があると思うこととして，すべての障がいに共通して「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」や「差別的な言動を受けること」などが上位5位以内に挙がっているほか，発達障が い＊者では「発達障がいの特性から生じる困難さに対し，配慮がなされない こと」の割合が 7 割弱と高く， 1 位となっています。

○親なき後＊の生活を見据えた後見的支援策として，「親なき後」のみならず，早期から将来を見据えた制度の周知や利用の促進を図っていく必要がありま す。

【図表 93】障がい者の人権に関して問題があると思うこと（上位 5 位まで）

|  | 身体障がい者 $(N=175)$ | 知的障がい者 $(\mathrm{N}=267)$ | 身体•知的障がい児 $\text { ( } \mathrm{N}=280 \text { ) }$ | 精神障がい者（通院） $(N=345)$ | 発達障がい児•者 $(N=197)$ | 難病患者 （ $\mathrm{N}=89$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便 が多いこと（ $25.3 \%$ ） | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少 ないこと $(29.9 \%)$ | 差別的な言動を受ける こと（ $45.1 \%$ ） | 差別的な言動を受けるこ と（ $31.4 \%)$ | 発達障がいの特性から生 じる困難さに対し，配慮が なされないこと（67．3\％） | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便が多いこと（ $23.0 \%$ ） |
| 2位 | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少ないこと（ $15.0 \%$ ） | 差別的な言動を受けるこ と（ $29.3 \%$ ） | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少ないこと（ $41.3 \%$ ） | 障がい者の意見や行動 が尊重されないこと （28．0\％） | 差別的な言動を受ける こと（ $32.7 \%$ ） | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少ないこと（ $19.2 \%$ ） |
| 3位 | 差別的な言動を受ける こと（ $13.7 \%$ ） | 働ける場所や能力を発揮 する機会が少ないこと （19．2\％） | 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこ と（ $30.8 \%$ ） | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少 ないこと（22．6\％） | 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこ と $(29.8 \%)$ | 㗢ける場所や能力を発揮する機会が少ないこ と（ $16.7 \%$ ） |
| 4位 | 聴覚•視覚障がい者など へ必要な情報を伝える配慮が足らないこと（ $10.8 \%$ ） | 障がい者の意見や行動 が尊重されないこと （14．8\％） | 学校の受け入れ体制 が不十分なこと （21．8\％） | 働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと （22．4\％） | 学校における一人ひとり の特性に応じた支援体制 が不十分なこと（ $29.4 \%$ ） | 差別的な言動を受ける こと（ $15.3 \%$ ） |
| 5位 | 障がい者の意見や行動 が尊重されないこと （10．6\％） | 道路の段差や建物の階段など外出先での不便 が多いこと（ $12.3 \%$ ） | 病院や福祉施設におい て不当な扱いや虐待を受けること（16．7\％） | 就職•職場で不利な扱い を受けること（16．2\％） | 人々の障がい者に対す る理解を深める機会が少ないこと $(28.5 \%)$ | 障がい者の意見や行動が尊重されないこと (12.9\%) |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

[^51]
## 〈施策の方向性〉

○社会的に弱い立場になりがちな障がいのある人も，個人としての尊厳を保ち ながら，その人らしい生活ができるよう，自らが選択•決定するための支援体制の整備に努めます。

○虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ，安定した生活や社会参加を支えるため，障がい者虐待の防止，養護者に対する支援などに関する施策を推進します。

## 施策 4－1 権利擁護＊• 虐待防止

○障がいのある人が社会の一員として尊重され，自らの考えに基づいた決定をし，そ の考えを表明したり，行動したりするための支援のあり方を踏まえながら，相談窓口などの充実を図ります。
○成年後見制度＊については，国において見直しが進められており，その動向もみな がら，利用促進に向けた検討を行います。
○障がい者虐待の防止及び早期発見のための啓発活動に取り組むとともに，虐待の通報•届出受理後は虐待再発防止のために養護者及び被虐待者に対し支援を行います。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 成年後見制度利用支援事業 <br> 【再掲】 | 判断能力が不十分で成年後見の申立てを行う親族がいない高齢者などにつ <br> いて，市長による成年後見制度利用のための申立てを行い，後見人などに <br> よる支援を確保。市長申立てに必要となる費用負担が困難な場合の申立費 <br> 用や後見人報酬を助成 |
| 日常生活自立支援事業 <br> ＜社協＞【再掲】 | 高齢による認知症や精神•知的障がいにより，日常生活上の判断に不安を <br> 感じている方の日常金銭管理，福祉サービス利用援助，日常生活支援など <br> を実施 |
| 福岡市障がい者110番 | 常設相談窓口を設置し，内容に応じて専門相談を行うほか，必要に応じて <br> 専門機関への依頼などを実施 |
| 神科入院患者の人権確保等 <br> 基幹相談支援センター 病院実地指導，現地診察などにより病院の適正な管理運営と入院患者の人 <br> （虐待防止センター）【確保を図るほか，精神医療審査会において，入院患者などからの退院請 <br> 求や処遇改善請求の審査を実施 |  |

関連する施策
※権利擁護への取組みについては，地域分野の施策 5－2（P．140）と関連あり

[^52]
## 【基本目標5】差別解消のための施策の推進

## 〈現状と課題〉

○国連の「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として，障害者差別解消法が公布され，平成 28 年（2016 年）4月に施行されます。 この法律では，障がいを理由とした不当な差別的取り扱いはもちろん，社会的障壁＊を除くための合理的配慮＊を提供しないということについても，差別に当たるとされています。また，差別を解消するための支援措置として，相談体制の整備，啓発活動，関係者によるネットワークの構築などについて定めています。

○この法律に関連し，福岡市のほぼすべての障がい者団体で構成される「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会」から，「障がいを理由とする差別の禁止を目的とする条例」の制定を求める要望が出されています。
○平成 25 年度（2013 年度）に実施した「福岡市障がい児•者等実態調査」 において，「差別を受けたり，嫌な思いをした経験がある」と回答した人は，身体障がい者では約2割ですが，知的障がい者や，身体•知的障がい児，発達障がい＊児•者では6割前後にまで上ります。特に，障がいを理由とした差別は，障がいのある人の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるため，解消するための施策を推進する必要があります。

【図表 94】差別を受けたり嫌な思いをした経験


[^53]○差別を受けた内容では，すべての障がいに共通して「近所の人たちの対応で不愉快な思いをした」や「相談機関•相談窓口に行ったとき，職員の対応で不愉快な思いをした」が上位5位以内に挙がっています。
○また，身体•知的障がい児では「施設や園，学校の職員及び児童生徒の対応 で不愉快な思いをした」が第1位となっています。

【図表 95】差別を受けた内容（上位 5 位まで）

|  | 身体障がい者 $(\mathrm{N}=175)$ | 知的障がい者 $(\mathrm{N}=267)$ | 身体•知的障がい児 $\text { ( } \mathrm{N}=280 \text { ) }$ | 精神障がい者（通院） $(N=345)$ | 発達障がい児•者 $(\mathrm{N}=197)$ | 難病患者 $(N=89)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1位 | バス，電車，タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした（29．9\％） | 学校，職場，施設などで不当な扱いを受けた （33．5\％） | 施設や園，学校の職員及び他児童生徒の対応で不愉快な思いをし た（44．6\％） | 病気を理由とした不採用 や解雇（32．2\％） | 学校，職場，施設など で不当な扱いを受けた （57．4\％） | 学校，職場，施設など で不当な扱いを受けた （31．5\％） |
| 2位 | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （22．9\％） | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （31．4\％） | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （38．2\％） | 学校，職場，施設などで不当な扱いを受けた （29．3\％） | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （31．0\％） | 疾患を理由とした不採用や解雇（ $30.3 \%$ ） |
| 3位 | 障がいを理由とした不採用や解雇（22．5\％） | バス，電車，タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした（20．7\％） | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応 で不愉快な思いをした （21．1\％） | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （23．5\％） | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応 で不愉快な思いをした （19．3\％） | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応 で不愉快な思いをした （18．0\％） |
| 4位 | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応 で不愉快な思いをした （17．9\％） | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応で不愉快な思いをした （17．5\％） | バス，電車，タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした（12．9\％） | 相談機関•相談窓口に行った時，職員の対応で不愉快な思いをした （18．6\％） | 病院等で診察を断られ た（16．8\％） | 近所の人たちの対応で不愉快な思いをした （15．7\％） |
| 5位 | 学校，職場，施設など で不当な扱いを受けた （16．3\％） | 施設職員及び他の利用者の対応で不愉快な思 いをした（13．9\％） | 病院等で診察を断られ た（7．9\％） | 病院等で診察を断られた $(9.6 \%)$ | バス，電車，タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした（13．2\％） | バス，電車，タクシーの乗員の対応で不愉快な思いをした（14．6\％） |

出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

## 〈 施策の方向性〉

○障がいの有無によって，分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け，平成 25 年（2013 年）に制定された障害者差別解消法などに基づき，障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

## 施策 5－1 障害者差別解消法施行に伴う対応

○市役所内での合理的配慮＊の提供の具体例などを示す職員対応要領を作成するなど，障がいを理由とする差別の禁止に関して福岡市役所の職員が率先して，適切に対応 することができるように努めます。

○差別に関する紛争の防止などに向け，関係者からの相談等に的確に応じるため，福岡市の実情に応じた相談窓口•紛争解決などの体制を検討します。

○地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして，「障害者差別解消支援地域協議会」を組織し，関係機関との連携を図ります。
○障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組みを着実に進めていくとともに，当事者のご意見等をお聞きしながら，条例の制定を含め，より効果的に差別解消の取組 みが進められる方策を検討します。

[^54]
## 【基本目標6】障がいのある子どもへの支援の充実

## 〈現状と課題〉

○障がいのある子どもへの支援については，東部療育センターの開所（平成2 3年〔2011年〕4月）や特別支援学校放課後等支援事業の実施校の全校拡大など，取組を進めてきました。

○一方で，「心身障がい福祉センター」などを新規に受診する障がい児が増加し ており，特に発達障がい＊に関する相談は 1 O年前の 3 倍に上っており，さ らなる療育体制の整備が急務になっています。

## （1）早期発見－早期支援

○心身障がい福祉センターなどを新規に受診する障がい児や保護者などからの相談が増加しており，相談体制の充実が求められています。

○障がいの診断•判定を受けた頃の苦労，悩み，不安としては，「障がいのこと や福祉の制度についての情報が少なかった」が5割を超えて最も多く，次い で「身近に相談できる相手がいなかった」，「保健所や福祉事務所，専門機関 でもっと指導してほしかった」などとなっています。

【図表 96】障がいの診断•判定を受けた頃の苦労，悩み，不安（身体•知的障がい児）


出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

[^55]
## （2）療育•支援

○児童発達支援センターへの通園希望者や幼稚園•保育園に在籍する障がい児 が増加しており，療育•支援体制の充実が求められています。
○通園•通学先に望むこととしては，「能力や障がいの状況にあった支援をして ほしい」が最も多く，「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」 や「個別的な支援を充実してほしい」が続き，次いで「関係機関などと連携 を密にしてほしい」となっています。

【図表 97】通園•通学先に望むこと（身体•知的障がい児）


出典：「平成 25 年度福岡市障がい児•者等実態調査」（福岡市）

## （3）発達障がい＊

○幼児期に発達障がいと診断される児童や発達障がい者支援センターへの相談者が増加しており，相談•支援体制の充実が求められています。

[^56]
## 〈施策の方向性〉

○障がいのある子どもについては，「発達が気になる」など，障がいの疑いが生 じた段階から，早期の対応，支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援，そしてノーマライゼーション＊の理念の基に，一人ひと りの自立をめざした支援•療育体制の充実を図ります。
○また，近年，特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していること から，発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。

## 施策 6－1 早期発見－早期支援

○医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に，「障がいの疑いがある」とされた場合 に，専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断な どを行い，障がいの早期発見に努めます。
○区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター，療育センター，こども総合相談センターが連携しながら，＂発達が気になった＂段階から，家族も含めた支援に取り組みます。

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 障がいの早期発見 | 乳幼児健康診査（P．78 参照）などを通じ，障がいの疑いがあると判断され <br> た場合は，専門機関の受診につなぎ，障がいの早期発見に努めるもの |
| こども総合相談センター【再揭】 | 子どもに関する様々な問題に対して，保健•福祉•教育分野から総合的• <br> 専門的な相談•支援を実施 |
| 発達教育センター【再掲】 | 障がいのある子どもたちの就学相談や教育相談，自立活動などを実施 |
| 心身障がい福祉センター， <br> 東部•西部療育センター【再掲】 | 障がい児（未就学児）の相談•診断•療育支援などを実施 |

[^57]
## 施策 6－2 療育•支援体制の充実強化

○障がい児の重度•重複化や発達障がい＊の増加に対応するため，障がいのある子ど もが，知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別に関わらず，身近な地域で相談 や訓練を受けることができるよう，障がい児の通園施設や放課後等デイサービスな どの療育体制や支援体制の充実強化に努めます。
○通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに，障がい児が通う保育所，幼稚園，認定こども園などへの支援や，障がい児施設などでの日帰り の一時支援や預かり時間の延長などにより，障がい児とその家族を地域で育む環境 づくりを進めます。

○慢性疾患等長期療養児などを持つ親に対し，医療費の助成とあわせて，適切な情報提供を行います。また，身近な地域において，慢性疾患を抱える子どもとその家族 への支援の充実を進めます。（再掲）

○学校と行政，事業所などが連携し，就労に向けた取組みを推進します。
【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :--- | :--- |
| 児童発達支援センター | 就学前の知的障がい児•肢体不自由児などを対象に，通園による訓練•保 <br> 育などの療育を実施 |
| 放課後等デイサービス | 学校通学中の障がい児に対して，放課後や長期休暇において，生活能力向 <br> 上のための訓練などを継続的に提供することにより，学校教育と相まって <br> 障がい児の自立を促進するとともに，放課後などの居場所づくりを推進 |
| 特別支援学校放課後等支援事業 | 特別支援学校内にて，放課後などの児童•生徒の活動の場の提供と，保護 <br> 者の就労及びレスパイト支援を実施 |
| 障がい児入所施設 | 障がい児を家庭で養育できないとき，入所させて保護し，必要な支援を実施 |

[^58]
## 施策 6－3 発達障がい＊児の支援

○発達障がい者支援センターを中心に，自閉症などの発達障がいのある子どもとその家族に対し，乳幼児期から成人期までのライフステージに応じ，障がいの特性を踏 まえた相談や一貫した支援を行います。
○専門家や団体，事業者，保健•教育•福祉関係者などで構成する「発達障がい者支援協議会」などを通じて，関係機関•団体の連携を強化し，支援体制の充実を図り ます。

○発達障がいへの理解を促進するため，啓発活動に取り組みます。（再掲）
○発達障がい者への支援については，障がいへの理解が進んでいないことや，一人ひ とりの障がい特性に応じた支援が十分ではないことなどにより，精神障がいなどの二次障がいの発生が指摘されており，幼児期から学齢期，成人期までの一貫した支援を進めるため，既存の社会資源＊の集約再編や，機能強化，利便性向上を図るこ となどを検討します。（再掲）

【現在の主な事業】

| 事業名 | 事業概要 |
| :---: | :---: |
| 発達障がい者支援センター <br> （ゆうゆうセンター） <br> 【再揭】 | 発達障がいについて，相談や普及啓発，研修などを実施 |
| 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間 【再揭】 | 市民の理解と認識を深めるため，「世界自閉症啓発デー（4月2日）」「発達障がい啓発週間（4月2日～8日）」を中心として各種広報啓発活動を実施 |
| 発達障がい児日中一時支援 （就学前児童）【再掲】 | 介護者の疾病などにより一時的に介護ができない場合に，施設などで日帰 りの預かりを実施 |
| 発達障がい児放課後等支援事業 <br> 【再掲】 | 通常学級及び特別支援学級に通学する発達障がい児に，放課後などの活動 の場を提供するとともに，保護者の就労とレスパイトの時間の確保を支援 |
| 自閉症スペクトラム支援者養成研修【再揭】 | 自閉症スペクトラム＊の方の支援者を対象に，障がいの特性についての理解 を深めるとともに，支援における知識と実践方法を学ぶための研修会を開催 |
| ペアレントメンター養成研修 <br> 【再揭】 | 発達障がいの子どもの保護者が，同じ経験をした先輩として，別の保護者 の相談にのり，前向きな子育てのための心理的援助を行う役割を担うペア レントメンターを養成するための研修会を開催 |

[^59]
## 第3章 成果指標

本計画に定める「基本目標」に基づいた取組みを進めるために，次の項目を成果指標とします。

## 〈成果指標〉

| 指標項目 | 現状値 | 目標値 | 備考 （対応する目標，出典） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| まちの暮らしやすさ（暮らしやすいまち だと感じている人の割合） | ※2 | $\begin{gathered} 35.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標1】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |
| 相談窓口の認知度（困ったときに相談で きる窓口を知っている人の割合） | $35.9 \%$ ※ <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 45.0 \% \\ (\text { 平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ |  |
| 災害時の孤立度（「頼る人がいない」と回答した人の割合） | 8．1\％ <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 5.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ |  |
| 将来の暮らし方（将来，家族と同居でき ない場合に，希望する暮らし方として「一人暮らし」「共同生活できるところ」と回答した人の割合）※1 | 51． $9 \%$ <br> （平成 25 年度） | 60．0\％ <br> （平成 31 年度） |  |
| 障がいのある人の就労に対する社会の理解度（理解があると感じている人の割合） | 28．7\％ <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 40.0 \% \\ (\text { 平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 2 】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |
| 外出の頻度（週に 3 回以上外出している人の割合） | 64．6\％ <br> （平成 25 年度） | 75．0\％ （平成 31 年度） |  |
| コミュニケーションで困っていることの <br> 有無（困っている人の割合） | 18．0\％ <br> （平成 25 年度） | 10. 0\% <br> （平成 31 年度） |  |
| 啓発•交流の頻度（「障がい者に対する理解を深める機会が少ない」と回答した人 の割合） | 19． $7 \%$ <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 10.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標3】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |
| 障がい者の人権に関する問題点（「障がい者の意見や行動が尊重されないこと」と回答した人の割合） | 17．1\％ <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 8.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 4】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |
| 差別を受けた経験（差別を受けたりいや な思いをした経験の割合） | $\begin{gathered} 29.2 \% \\ \text { (平成 } 25 \text { 年度) } \end{gathered}$ | $\begin{gathered} 20.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標5】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |
| 療育や訓練を受けた経験（「受けた」又は「受けている」人の割合）※1 | 82. 6\% <br> （平成 25 年度） | $\begin{gathered} 85.0 \% \\ \text { (平成 } 31 \text { 年度) } \end{gathered}$ | 【基本目標 6 】福岡市障がい児•者等実態調査 ※4 |

※1 「将来の暮らし方」「療育や訓練を受けた経験」は，障がい児についての数値。
※2 平成 28 年度に実施する障がい児•者等実態調査に基づき設定する。
※ 3 平成 25 年度の数値は，主要な各相談窓口（福祉事務所•保健所，あいあいセンター，障がい者 110 番，民生委員•児童委員，就労支援センター，社会福祉協議会）を知っていると回答した人 の平均値を参考値として記載。
※ 4 実態調査は， 3 年ごとの実施であり，直近は平成 25 年度実施。本計画期間中の実施は， 28 年度 と 31 年度に予定されているため，目標値は，平成 31 年度調査時の数値とする。


## 第4編 計画の進行管理

（余白•中表紙裏）

## 第4編 計画の進行管理

第4編では，計画を推進するにあたっての計画の進行管理方法をまとめました。

## 1 目 的

○計画の推進にあたっては，国の動向などの社会経済情勢の変化も踏まえながら，め ざす姿の実現に向かって着実に進んでいるかを確認し，必要に応じて施策の進め方 を軌道修正するため進行管理を行うことが重要です。

○10年後のあるべき姿である「生涯現役社会」，「地域の力•民間の力が引き出され る社会」，「福祉におけるアジアのモデルとなる社会」の実現に向けた政策転換によ る基本的方針（3 つの施策の方向性や推進施策など）や総論で定めた成果指標に基 づき，各論で定めた各施策の進捗状況や成果指標を把握•分析•評価し，新たな課題の解決を図ることを目的とします。

## 2 手 法

○保健福祉局が主体となり，関連局と連携しながら施策の取組状況の総括を行い，保健福祉審議会に毎年報告し，同審議会において評価するとともに，市のホームペ ージ等で公表します。

## （1）成果指標の有効活用

○本計画期間は，平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度） までの5年間であることから， 5 年後の目標値を定めた成果指標による定量的 な分析を，総論と各論の成果指標及び成果に係る数値データをあわせて体系立 てて行います。

【図表 43】成果指標の体系図（再掲）


資料：福岡市作成

○なお，成果指標については，事業の効果や成果を測るための指標（アウトカ ム）と，活動回数などの事業の結果（アウトプット）指標をそれぞれ設定し， それらを関連づけることで，より効果的•効率的な施策や事業の実施につな がる分析•評価を行うことが重要です。
○今計画期間中に，取組みの一つとして，I C T＊（情報通信技術）を活用する ことで，行政の保有する保健（予防），医療，介護，生活支援，住まいに関す るデータを集約•分析し，科学的根拠に基づく施策の立案や評価を行う仕組 みを構築し活用します。
（2）計画 $\rightarrow$ 実行 $\rightarrow$ 評価 $\rightarrow$ 改善（PDCA）サイクルの活用
○進行管理は，計画 $\rightarrow$ 実行 $\rightarrow$ 評価 $\rightarrow$ 改善（PDCA）サイクルの手法を用います。
（1）計画（P）各施策や前年度の取組み結果を踏まえた事業について，毎年の予算審議で決定します。
（2）実行（D）事業を実施します。
（3）評価（C）各施策の進捗状況を把握•分析•評価します。
（4）改善（A）評価結果を踏まえ，必要に応じて事業の改善を検討します。
【図表 98】 PDCA サイクル


資料：福岡市作成

[^60]参考資料
（余白•中表紙裏）

## 1 用語集

| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { cs R (シーエスアー } \\ & \text { ル) } \end{aligned}$ | corporate social responsibilityの略称。利益の追求だけでなく，環境への配慮，地域社会への貢献を行うなど，企業の果たすべき社会的責任をいう。 |
| D OTS（ドッツ） | Directly Observed Treatment，Short Course（直接服薬確認療法）の略称。確実な服薬のため，服薬支援者が患者の服用を確認する行為のこと |
| $\begin{aligned} & \text { H I V (エイチアイブ } \\ & \text { ィ) } \end{aligned}$ | Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）の略称。エイズ発症 の原因ウイルス |
| $\begin{aligned} & \text { I C T (アイシーティ } \\ & \text {-) } \end{aligned}$ | Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称 |
| MERS（マーズ） | Middle East respiratory syndrome（中東呼吸器症候群）の略称。平成 24 年 9月以降，サウジアラビアやアラブ首長国連邦など中東地域で広く発生している。 |
| MRI (エムアールア ィ) | Magnetic Resonance Imaging（磁気共鳴画像）の略称。磁気の力を利用して， あらゆる角度から体内の断面像を撮影する「磁気共鳴画像検査」を行うための医療機器のこと |
| MSM（エムエスエ <br> ム） | Men who have Sex with Men の略称。男性同性間で性行為を行う者のこと |
| アウトリーチ | 地域に出向いて課題を把握し，解決に向けて取り組むこと |
| アクセシビリティ | 施設，設備，サービス，情報，制度等の利用しやすさ |
| 域学連携 | 様々な課題を抱えている地域に大学等が入り，住民とともに地域の課題解決や地域 づくりに継続的に取り組むことで，若者に地域への理解を促し，地域で活躍する人材として育成することにつなげるもの。あわせて，地域に気づきを促し，地域住民 をはじめとする人材育成に資する。 |
| 一般防疫 | 感染症一般について行う，発生や流行の予防活動のこと |
| 犬の登録 | 狂犬病予防法に基づき，生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけ られている市町村への登録のこと。登録はその犬が生きている限り生涯有効で，犬の死亡，所有者の変更，住所の変更の際には市町村への届出が必要となる。 |
| 医薬分業 | 薬の処方は医師又は歯科医師が，調剤や薬歴管理，服薬指導を薬剤師が分担し て行い，それぞれの専門性を発揮して医療の質の向上を図ろうとする制度 |
| 医療•介護保険繰出金 | 医療，介護保険の特別会計（特定の事業を行う場合に一般の歳入歳出と区分し て経理する会計）に一般会計（特別会計に属さないすべての会計）から支出す る経費のこと |
| 医療依存度 | バイタル（脈，呼吸，体温，血圧，意識レベル）の測定や経管栄養，人工呼吸器の管理など医療的ヶアを常時必要とするなど，生命の維持に医療が欠かせな い状態の度合い |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 医療資源 | 医師•歯科医師•薬剂師•看護師•臨床検査技師・その他医療スタッフなどの「人的資源」，病院，診療所，保健施設などの医療施設，医療機器，医療材料 などの「物的資源」などのこと |
| 医療的ケア | 医師法等により，医師及び看護師のみが行うことができる医療行為の一部であ り，たんの吸引，経管栄養，導尿，呼吸管理など，重度障害児•者（重症心身障害児•者）等の生活支援のために行う行為のこと |
| インセンティブ制度 | インセンティブ（incentive）制度は市民の健康づくりなどの取組みに対して報奨を付与する制度で，これにより市民の行動変容を促進するもの。取組みに応 じてポイントを付与し，市民は貯めたポイントで特典を得られるなどの仕組み がある。 |
| 衛生連合会 | 地域における健康づくり活動等を推進することにより，健康で文化的な市民生活の増進に寄与することを目的とした団体。市，各区，各校区衛生連合会で構成され，市，区衛生連合会は地域の健康づくり活動の支援，校区衛生連合会は自治協議会の構成団体として健康づくりを中心とした地域活動を担う。 |
| 親なき後 | 本計画では，親が亡くなった場合に加え，障がいのある人を介護している親や家族が病気になるなどで，介護を継続することができなくなった状態を指す。 |
| 介護支援専門員 | 要介護者の自立支援や家族等介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関す る専門的知識•技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。要介護者や家族の依頼を受けて，その心身の状況や置かれている環境，要介護者や家族の希望を勘案して，介護サービス計画を作成するとともに，その介護サー ビス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整等の支援を行う。 |
| 介護人材 | 本計画では，介護に関係する業務に従事する人のことを指す。 |
| 介護保険サービス | 介護保険制度により受けられる訪問介護などのサービス |
| 回復期 | 患者の容態が急性期（症状が急激に現れる時期，病気になり始めの時期）から脱し，病気が治癒に向かっている時期 |
| 危険ドラッグ | 覚せい剤，麻薬などに化学構造を似せて作られ，これらと同様の薬理作用を有 するもののこと |
| 急性期 | 症状が急激に現れる時期，病気になり始めの時期 |
| 狂犬病 | 犬や人をはビめ全ての哺乳類に感染するウイルス感染症で，主に感染動物に咬 まれることで䍜患し，発症するとほぼ $100 \%$ 死亡する。日本国内では昭和 32 年 を最後に発生はないが，世界各国では今日でも発生が報告され，年間 5 万人程度が死亡している。 |
| 狂犬病予防注射 | 狂犬病予防法に基づき，狂犬病の予防・まん延を防止する目的で，飼い犬に年 1 回の接種義務がある予防注射のこと |
| 共働 | 複数の主体が，目標を共有しともにカを合わせて活動すること |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 強度行動障がい | 直接的な他害（噛み付き，頭突き等）や，間接的な他害（睡眠の乱れ，同一性 の保持等），自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」 を指す。かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態 |
| グループリビング | 一人暮らしの不安を考慮するため，食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行う暮らし方 |
| 経常的経費 | 年々繰返し経常的に支出される経費 |
| ゲートキーパー | 悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守る人のこと |
| 健康寿命 | 厚生労働省の定義では，「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活 できる期間」となっており，介護や支援などを受けずに，自立して日常生活を送ることができる期間のことをいう。 |
| 権利擁護 | 自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例 ：寝たきりの高龄者，認知症高龄者，障がいのある人等）の立場に立って，代弁し主張すること，権利行使ができるよう支援すること |
| 合理的配慮 | 障がいのある人が受ける日常生活や社会生活でのさまざまな制限の原因となる社会的障壁を取り除くために，障がいのある人に対し，個別の状況に応じて行 われる配慮 |
| 国家戦略特区 | 日本の経済活性化のために，地域限定で規制や制度を改革し，その効果を検証 するために指定される特別な区域のこと |
| $\begin{aligned} & \text { コミュニティビジネ } \\ & \text { ス } \end{aligned}$ | 地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むもの |
| 災害対策基本法 | 国土並びに国民の生命，身体及び財産を災害から保護するため，防災に関し，国，地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し，責任の所在を明確にするとともに防災計画の作成，災害予防，災害応急対策，災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律 |
| 在宅医療 | 通院が困難な場合等に，医師や看護師等の医療従事者が患者の自宅等に訪問し，医療サービスを提供すること |
| ジェネリック医薬品 | 新薬の特許が切れた後に製造販売される，新薬と同一の有効成分を同一量含み，同一の効能•効果を持つ医薬品のこと |
| 自主防災組織 | 地域において地震，火災，風水害その他の災害による被害の防止又は軽減を図 るための活動を行うことを目的とする組織（福岡市自主防災組織補助金交付要綱より抜粋） |
| 自治協議会 | おおむね小学校区を単位として，防犯•防災，こども，環境，福祉などさまざ まな事柄について話し合いながら，校区を運営する自治組織 |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 自閉症スペクトラム | 自閉症，アスペルガ一症候群，そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。（ス ペクトラムとは「連続体」の意）。典型的には，相互的な対人関係の障がい， コミュニケーションの障がい，興味や行動の偏り（こだわり）の 3 つの特徴が現 れる。 |
| 社会資源 | 社会的ニーズを充足するさまざまな物資や人材のこと |
| 社会的障壁 | 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会 における事物，制度，慣行，観念その他一切のものをいう。（障害者差別解消法 より抜粋） |
| 周産期医療 | 妊娠後期から出産までの母体と，その子ども（新生児早期）に対する総合的な医療のこと。産科と小児科による一貫した医療提供体制が必要となる。 |
| 終生飼育 | 動物の寿命が尽きるまで，適正に飼育すること |
| 小児慢性特定疾病 | 児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることによ り，長期にわたり療養を必要とし，及びその生命に危険が及ぶおそれのあるも のであって，療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定め るもの |
| 新興感染症 | かつては知られていなかった，新しく認識された感染症で，局地的に，あるい は国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと |
| 生活支援コーディネ ーター | 高齢者の生活支援•介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，地域において，生活支援•介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーデ ィネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者 |
| 生活支援サービス | 介護保険の円滑な実施を促進するために設けられた，在宅の高齢者が介護に頼 らずに自立した生活ができるように支援するために，市町村が行う保健福祉サ ービスのひとっ |
| 性同一性障がい | 生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず，心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち，かつ，自己 を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であっ <br> て，そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有す る二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致 しているもの（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律より抜粋） |
| 成年後見制度 | 認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に，成年後見人などが財産管理等を行い，本人を保護•支援するもの |
| $\begin{aligned} & \text { ソーシャルキャピタ } \\ & \text { ル } \end{aligned}$ | 社会関係資本。人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を改善でき る，信頼，基盤，ネットワークといった社会組織の特徴 |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 第 4 次福岡市子ども総合計画 | 福岡市における子どもに関する分野の基本的な計画であり，「子どもが夢を描 けるまちをめざして」を基本理念とし，「子どもの権利を尊重する社会づくり」，「安心して生み育てられる環境づくり」，「地域における子育ての支援と健や かな成長を支える環境づくり」の 3 つを基本目標に掲げている。この計画に基 づき，子ども施策を総合的•計画的に推進している。（計画期間：2015～2019年度） |
| 多剤耐性菌 | 多くの抗菌薬（抗生剤）がきかなくなった細菌のこと |
| 地域医療支援病院 | 地域医療の確保を図るため，かかりつけ医等からの紹介患者に対する医療の提供，救急医療の提供等の役割を担う病院のこと |
| 地域福祉活動計画 | 社会福祉協議会にて策定する，地域社会を構成するすべての人びとが，地域に おける様々な課題や問題を解決し，福祉のまちづくりを進めるための活動を展開する上での行動計画 |
| 地域福祉ソーシャルワ - カー | 地域福祉活動に携わる者•団体への支援，孤立者などへの個別支援，地域福祉課題 の分析などに取り組むために，配置された専任職員 |
| 地域包括支援センタ | 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるよ うに，健康や福祉，介護などに関する相談を受けたり，その人の身体状況に最 も適したアドバイスを行うなど，必要な支援を包括的に担う機関。福岡市では， おおむね中学校区ごとに 57 か所•2支所設置している。（平成 27 年 12 月現在） |
| 地方公共団体等職員対応要領 | 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障がいを理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう，当該機関等における不当な差別的取り扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す。 |
| 地方独立行政法人 | 住民の生活，地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域にお いて確実に実施される必要のある事務•事業のうち，地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの，民間の主体に委ねては確実な実施が確保できない おそれがあるものを効率的•効果的に行わせるため，地方公共団体が設立する法人のこと |
| データヘルス計画 | 健康•医療情報の分析に基づく，効率的，効果的な保健事業をPDCA サイクルで実施するための保健事業実施計画 |
| 島しょ診療所 | 島の診療所のことで，福岡市では玄界島，能古島，小呂島に診療所を設置して いる |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 特別支援教育 | 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援す るという視点に立ち，幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するため，適切な指導及 び必要な支援を行う |
| 難病 | 発病の機構が明らかでなく，治療方法が確立していない希少な疾病であって，長期の療養を必要とする疾病のこと |
| 認知行動療法 | 認知（ものの受け取り方や考え方）に働きかけて気持ちを楽にする精神療法（心理療法）の一種 |
| 認知症サポーター | 認知症を正しく理解して，認知症の人や家族を温かく見守る応援者であり，全国で養成されている |
| 認知症疾患医療セン ター | 認知症の鑑別診断，専門医療相談，合併症対応，医療情報提供等を行うととも に地域の医療従事者や介護•福祉従事者等を対象とした研修を行う医療機関で，介護との連携を図る担当者が配置される。福岡市では，九州大学病院及び福岡大学病院に設置している。（平成 27 年 12 月現在） |
| $\begin{aligned} & \text { ノーマライゼーショ } \\ & \text { ン } \end{aligned}$ | 障がいのある人もない人も，互いに支え合い，地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす理念 |
| $\begin{aligned} & \text { (結核対策における) } \\ & \text { ハイリスクグループ } \end{aligned}$ | 結核発病の危険が高い（高齢者，住所不定者，結核の高まん延地域からの入国者等）グループのこと |
| 発達障がい | 自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢にお いて発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法より抜粋） |
| バリアフリー | 高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる ものを除去（フリー）すること |
| ピアスタッフ | 「ピア」は「同僚，仲間」の意味。障がいのある当事者で，同じような障がい のある人に支援者として関わる人 |
| 避難行動要支援者名簿 | 当該市町村に居住する要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するお それがある場合に自ら避難することが困難な者であって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」とい う。）の把握に努めるとともに，地域防災計画の定めるところにより，避難行動要支援者について避難の支援，安否の碓認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。） を実施するための基礎とする名簿（災害対策基本法より抜粋） |
| 福岡市社会福祉協議会 | 社会福祉法に基づく，地域住民及び公私の福祉機関，団体などにより構成され た，「公共性」「自主性」をもった民間福祉団体。全国，都道府県•政令指定都市，市町村にそれぞれ設置されている。 |
| 福岡市地域防災計画 | 災害対策基本法第 42 条の規定に基づき，市民の生命，財産を災害から守るため の対策を実施することを目的とし，災害に関わる事務又は業務に関し，国や県及び防災関係機関等との協力を得て，総合的かつ計画的な対策を定めた計画 |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| 福岡市バリアフリー基 <br> 本計画 | 福岡市におけるバリアフリー化推進に関する基本的な方針を示すもの。バリア フリー法第 25 条に定める「基本構想」としての位置づけを持つ。（計画期間： 2013 年度～） |
| 福祉的就労 | 障がい者の自立更生の促進や，生きがいづくりのため，就労継続支援事業所等 で働くこと |
| 福祉避難所 | 老人福祉センター，防災拠点型地域交流スペースを有する社会福祉施設，特別支援学校などの既存施設を利用して設置される，要援護者のために特別な配慮 がなされた避難所 |
| 福祉有償運送 | タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な要介護者や障がい者等の会員に対し，NPO等が自家用自動車を使用して，有償で行うドア・ツー・ ドアの個別輸送サービス |
| 福祉用具 | 車いす，特殊寝台，床ずれ防止用具，歩行器，移動用リフト等 |
| 扶助費 | 高齢者，障がいのある人，生活困窮者などに対して市が行う支援に要する経費 （生活保護費など） |
| 不妊去勢手術 | 雄雌の生殖に必要な部位（雄：精巣，雌：卵巣•子宮）を切除し，生殖不能な状態とする手術のこと |
| 訪問介護 | 訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し，入浴，排泄，食事等の介護， その他調理•洗濯•掃除等の日常生活上の世話を行う。 |
| 訪問看護 | 看護師等が居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。 |
| 民生委員•児童委員 | 民生委員は，厚生労働大臣から委嘱され，それぞれの地域において，常に住民 の立場に立って相談に応じ，必要な援助を行い，社会福祉の増進に努める方々 で，「児童委員」を兼ねる。児童委員は，地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように，子どもたちを見守り，子育ての不安や妊娠中の心配ごとなど の相談•支援を行う。 |
| 無縁社会 | 単身者の増加等により，家族，親族，地域社会における人間関係の希薄化などから，社会の中で孤立している人が増えている社会をいう。 |
| メタボリックシンド ローム | 腹囲に脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加えて，「高血糖」「高血圧」「糖質異常」 の危険因子のうちいずれか 2 つ以上を併せもった状態のこと。これらの危険因子は 1 つだけでも動脈硬化を招くが，複数の因子が重なることによって互いに影響しあい，動脈硬化が急速に進行する。「メタボリック」は「代謝」の意 |
| ユニバーサルデザイ ン | 年齢，性別，能力，背景等にかかわらず，できるだけ多くの人が自由に快適に利用でき，行動できるように，ものづくり，情報，サービスや街づくりなどあ らゆる場面で，あらかじめ，思いやりのある配慮を行うという考え方 |


| 用語 | 説明 |
| :---: | :---: |
| ユニバーサル都市•福岡 | ユニバーサルデザインの理念に基づいた，誰もが思いやりを持ち，すべての人 にやさしいまちのこと。福岡市は，「みんながやさしい，みんなにやさしいユ ニバーサル都市•福岡」をまちづくりの目標像として掲げ，市政の柱の一つと して推進している。 |
| 要介護認定者 | 日常生活において，介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や，常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援 $1 \cdot 2$ に，要介護者は要介護 $1 \sim 5$ ま でに区分される。本計画書においては，要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。 |
| $\begin{aligned} & \text { ロコモティブシンド } \\ & \text { ローム } \\ & \text { (運動器症候群) } \end{aligned}$ | 骨，関節，筋肉などの運動器の衰えによって生じる転倒骨折，腰痛症，関節疾患，骨粗しょう症などの症状のこと |

（余白）

## 2 総論と各論の対応表

※折り込み資料参照

## 【総論】

『3つの方向性（1）自立の促進と支援（2）地域で生活できる仕組みづくり（3）安全•安心のための社会環境整備
『14の推進施策（1）社会参加活動の支援（2）健康づくり・介護予防（3）相談体制の充実と自立の支援（4）権利擁護（5）差別解消（6）地域での支え合い
（7）認知症への対応 8 障がい特性等に配慮した総合的な支援（9）人材育成（10公共施設•公共交通機関の整備（11）誰もが住みやすい居住環境の整備 （12ICT（情報通信技術）等の利活用（13）医療体制，健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上（14）持続可能な社会保障制度の維持

## 【各論】


※表中の施策名称は簡略化しています。



## 4 福岡市健康福祉のまちづくり条例

平成10年3月30日
条例第 9 号
改正 平成17年6月23日条例第110号
目次
第1章 総則（第1条—第9条）
第2章 基本的な市の施策（第10条—第14条）
第3章 市民福祉の推進
第1節 市民の自立（第15条—第18条）
第2節 地域福祉の推進（第19条—第22条）
第3節 ボランティア活動の促進（第23条•第24条）
第4章 対象施設等の整備
第1節 対象施設の整備（第25条—第36条）
第2節 公共車両等及び住宅の整備（第37条•第38条）
第5章 雑則（第39条）
附則

第1章 総則
（目的）
第1条 この条例は，すべての市民が一人の人間として尊重され，地域社会において相互に支 え合い，生きがいのある生活が保障され，様々な社会活動に参加することができる福祉のま ちづくりについて，基本理念並びに市民，事業者及び市それぞれの責務を明らかにするとと もに，多数の者が利用する施設の整備に関する基本的な事項を定めることにより，福祉のま ちづくりを総合的かつ計画的に推進し，もつて優しさに満ちた健やかでやすらぎのある福祉社会の実現に資することを目的とする。
（基本理念）
第2条 福祉のまちづくりは，市民が自立し，及び相互に連携して支え合うという精神のもと に，次の各号に掲げる社会の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。
（1）すべての市民が個人として尊重される社会
（2）すべての市民が生きがいをもてる社会
（3）すべての市民が地域での生活を保障される社会
（4）す心゙ての市民が相互に支え合い連帯する社会
（5）すべての市民が安全かつ快適に生活できる社会
（6）すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会
（7）すべての市民が積極的に福祉の国際交流を行う社会
（定義）
第3条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。
（1）高齢者，障がい者等 高齢者，障がい者，妊産婦その他日常生活又は社会生活に身体 の機能上の制限を受ける者をいう。
（2）対象施設 病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，共同住宅，交通機関の施設，道路，公園その他の公共的利用部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
（3）公共的利用部分 対象施設のうち多数の者の利用に供する部分をいう。
（4）公共車両等 交通機関の用に供する電車，バス，船舶その他規則で定めるものをいう。
（平成 17 条例 $110 \cdot$ 一部改正）
（市民の責務）
第4条 市民は，福祉のまちづくりに関する理解を深めるとともに，福祉のまちづくりに寄与 する活動に積極的に参加し，及び当該活動においてその有する能力を発揮することにより，福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民は，高齢者，障がい者等に対して，安全かつ快適に日常生活又は社会生活を送るため の協力を行らよう努めなければならない。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
（事業者の責務）
第5条 事業者は，地域社会を構成する一員として，その果たすべき役割を認識し，積極的に福祉のまちづくりの推進に努めなければならない。
2 事業者は，自ら所有し，又は管理する対象施設及び公共車両等を，高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするために，これらの整備その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
（市の責務）
第6条 市は，この条例の趣旨にのつとり，福祉のまちづくりに関する施策を策定し，及び実施する責務を有する。
2 市は，自ら所有し，又は管理する対象施設及び公共車両等を，高齢者，障がい者等が安全 かつ円滑に利用できるようにするために，これらの整備その他必要な措置を講じるよう努め なければならない。
（平成 17 条例110•一部改正）
（総合的推進）
第7条 市民，事業者及び市は，福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚するととも に，相互に協力し，一体となって福祉のまちづくりの推進を図るものとする。
2 市は，市民及び事業者と連携し，福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。 （地方公共団体間の協力の推進）
第8条 市は，福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，近隣の地方公共団体との必要な連携を図るとともに，近隣の地方公共団体に対し，情報の提供その他 の必要な協力を行うものとする。 （国際的協力の推進）
第9条 市民，事業者及び市は，福祉のまちづくりに関して，アジアその他の地域の都市又は国際的に福祉活動を行う団体への情報の提供その他の協力に努めるものとする。

## 第2章 基本的な市の施策

（基本計画の策定等）
第10条 市長は，福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，福祉 のまちづくりに関する基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
2 市長は，基本計画を定め，又は変更したときは，速やかにこれを公表しなければならない。 （市民の理解）
第11条 市は，市民の福祉のまちづくりに関する正しい理解を深め，福祉のまちづくりに積極的に参加しようとする意欲を高めるよう必要な施策を実施するものとする。
2 市は，福祉のまちづくりに関する情報の収集並びに調査及び研究を行うとともに，その情報を市民及び事業者に積極的に提供するよう努めるものとする。
（福祉教育の推進）
第12条 市は，高齢者，障がい者等に対する理解と思いやりのあるこどもを育成するため，福祉教育の推進に努めるものとする。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
（人材育成）
第13条 市は，社会福祉事業に携わる者の専門的，技術的能力その他の資質の向上を図るため，必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（表彰）
第14条 市長は，福祉のまちづくりの推進に関して功績のあった者に対し，規則で定めるとこ ろにより，表彰を行うことができる。

第3章 市民福祉の推進
第1節 市民の自立
（健康の増進）
第15条 市民は，生涯にわたって自らの健康の保持増進に努めるものとする。
2 事業者は，その事業のために雇用している勤労者の健康の保持増進に努めるものとする。

3 市は，市民の健康の保持増進のため，保健，医療及び福祉に関する施策相互を有機的に連携させるとともに，これらの施策を総合的かつ計画的に講じるものとする。
(こどもの育成)

第16条 市民，事業者及び市は，こどもの心身ともに健やかな成長を図るため，母性の保護，子育ての支援及び家庭教育の環境の整備に努めるものとする。

> (生涯学習の推進)

第17条 市民は，生きがいのある豊かな生活を営むため，生涯にわたって学習するよう自主的 に努めるものとする。
2 市は，市民が生涯にわたつて学習する機会を確保するため，学習環境その他の条件の整備 に努めるものとする。
（就労の確保）
第18条 事業者は，障がい者及び高齢者に対し，就労の機会を提供するよう努めるものとする。
2 市は，障がい者及び高齢者の就労の機会を確保するため，事業者に対する広報，啓発その他必要な施策を講じるものとする。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
第2節 地域福祉の推進
（地域福祉の推進）
第19条 地域の福祉の増進に寄与する関係団体及び個人は，地域社会で相互に尊重し，支え合 い，連携して福祉の向上を図るものとする。
2 市民，事業者及び市は，前項の団体及び個人と連携して，健やかでやすらぎのある地域社会を構築するよう努めるものとする。
（安全な生活の確保）
第20条 市民，事業者及び市は，災害が発生したときその他緊急時において，地域住民が相互 に助け合うことができる地域づくりに努めるものとする。
2 市は，高齢者，障がい者等が安全に生活を営むことができるようにするため，防災，交通 の安全の確保等に関し，必要な施策を講じるものとする。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
（相互理解の促進）
第21条 市民，事業者及び市は，地域住民の相互理解を促進するため，交流の機会の確保に努 めるものとする。
（施設の提供）
第22条 事業者及び市は，自らが所有し，又は管理する施設を地域福祉の推進のための利用に供するよう努めるものとする。

第3節 ボランティア活動の促進
（ボランティア活動への参加）
第23条 市民及び事業者は，自らの能力を活かし，自主的にボランティア活動に参加するよう努めるものとする。

> (ボランティア活動への支援)

第24条 事業者は，その事業のために雇用している勤労者が，積極的にボランティア活動に参加することができるよう必要な条件の整備に努めるものとする。
2 市は，市民及び事業者によるボランティア活動を促進するため，ボランティア活動に関す る情報の提供，助言，指導者の育成その他の必要な支援を行うものとする。

## 第4章 対象施設等の整備

## 第1節 対象施設の整備

## （整備基準等）

第25条 市長は，高齢者，障がい者等が対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするため の公共的利用部分の構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）を定めるもの とする。
2 市長は，整備基準のほか，高齢者，障がい者等が整備基準により確保される水準よりも高度な水準で対象施設を安全かつ円滑に利用できるようにするための公共的利用部分の構造及 び設備に関する基準を定めることができる。
3 整備基準及び前項の基準は，対象施設の種類及び規模ごとに規則で定める。 （平成 17 条例 110 •一部改正）
（整備基準の遵守）
第26条 対象施設の新設又は改修（対象施設が建築物である場合にあっては，増築，改築，建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕若しくは同条第 15号に規定する大規模の模様替をいい，対象施設の全部又は一部を別種の対象施設とする用途 の変更を含む。以下同じ。）を行おうとする者（改修を行うことにより対象施設に該当する こととなる施設の当該改修を行おうとする者を含む。）は，当該新設又は改修後の対象施設 を整備基準に適合させなければならない。
2 前項の規定は，新設若しくは改修後の対象施設が整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものであると市長が認める場合又は対象施設 の規模，構造，利用の目的若しくは対象施設の敷地若しくはその周辺の土地の形状その他の事情により当該対象施設を整備基準に適合させることが著しく困難であると市長が認める場合 については，適用しない。
（平成 17 条例 110 •一部改正）
（既存施設の整備）
第27条 この条例又はこの条例に基づく規則の規定の施行又は適用の際，現に存する対象施設 を所有し，若しくは管理する者又は現に対象施設の新設若しくは改修を行っている者は，当該対象施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

## （維持保全）

第28条 対象施設を所有し，又は管理する者（以下「対象施設の所有者等」という。）は，第 26条第 1 項又は前条の規定により整備基準に適合させた対象施設を引き続き当該整備基準に適合した状態に維持し，保全するよう努めなければならない。
2 市長は，前項の対象施設について，公共的利用部分の構造又は設備に関して高齢者，障が い者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講じる必要があると認めるとき は，当該対象施設の所有者等に対し，必要な指導又は助言を行うことができる。
（平成 17 条例 $110 \cdot$ 一部改正）
（事前協議）
第 29 条 対象施設のらち規則で定める種類及び規模に該当する施設（以下「特定施設」という。） の新設又は改修を行おらとする者（改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おうとする者を含み，改修を行うことにより特定施設に該当しないことと なる特定施設の当該改修を行おらとする者を除く。以下「特定整備主」という。）は，新設又は改修を行おうとする特定施設及びその工事の内容について，規則で定めるところにより， あらかじめ市長と協議しなければならない。これらの事項について内容の変更（規則で定め る軽微な変更を除く。）をしようとするときも，また同様とする。
2 前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は，規則で定める日までに開始しな ければならない。
3 市長は，特定整備主が計画する特定施設の公共的利用部分の構造及び設備が，整備基準に適合しないこととなると認めるときは，その特定整備主に対し，必要な指導又は助言を行う ことができる。
（工事完了の届出及び完了検査）
第30条 特定整備主は，特定施設の新設又は改修の工事を完了したときは，規則で定めるとこ ろにより，速やかに市長にその旨を届け出て，特定施設の公共的利用部分の構造及び設備に関し，市長の検査を受けなければならない。
2 市長は，前項の検査の結果，当該検査に係る特定施設が整備基準に適合していないと認め るときは，特定整備主に対し，必要な指導又は助言を行うことができる。
（適合証の交付）
第31条 市長は，前条第1項の検査の結果当該検査に係る特定施設が整備基準に適合している と認めるときは，同項の規定による届出をした者に対し，当該特定施設が整備基準に適合す ることを証する証票（以下「適合証」という。）を交付するものとする。
2 前項に定める場合を除くほか，対象施設の所有者等は，当該対象施設を整備基準に適合さ せたときは，規則で定めるところにより，市長に対し，適合証の交付を請求することができ る。
3 市長は，前項の規定による請求があった場合において，当該対象施設が整備基準に適合し ていると認めるときは，当該請求をした者に対し，適合証を交付するものとする。
4 市長は，交付した適合証に係る対象施設が整備基準に適合しないこととなったときは，適合証の交付を受けた当該対象施設の所有者等に対し，適合証の返還を命じることができる。
（勧告）
第32条 市長は，特定整備主が第 29 条第 2 項に規定する日までに事前協嶬を開始しなかったと きは，当該特定整備主に対し，直ちに事前協議を開始するよう勧告することができる。
2 市長は，特定整備主が第 30 条第 1 項の規定による届出を行わなかったときは，当該特定整備主に対し，直ちに当該届出を行らよう勧告することができる。
3 市長は，第 29 条第 3 項又は第 30 条第 2 項に規定する指導又は助言を受けた特定整備主がそ の指導又は助言に正当な理由がなく従わなかったときは，当該特定整備主に対し，その指導又は助言に従うよう勧告することができる。 （立入調查等）
第33条 市長は，第26条及び第28条から前条までの規定を施行するために必要な限度において，対象施設の所有者等又は特定整備主に対し，対象施設が整備基準に適合するように設計され，工事され，又は維持され，保全されているかどうかについて，報告若しくは資料の提出を求 め，又は職員に対象施設に立ち入らせ，及び調査させることができる。
2 前項の規定により立入調查をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，対象施設の所有者等又は特定整備主の請求があったときは，これを提示しなければならない。
（国等に関する特例）
第34条 国，地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については，第29条，第 30 条，第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定は，適用しない。
2 国等は，特定施設の新設又は改修を行おうとするとき（改修を行うことにより特定施設に該当することとなる施設の当該改修を行おらとするときを含み，改修を行うことにより特定施設に該当しないこととなる特定施設の当該改修を行おうとするときを除く。）は，その工事に着手する前に，規則で定めるところにより，市長に通知しなければならない。
（対象施設の総合的整備）
第35条 土地区画整理事業，市街地再開発事業，一団地の住宅施設その他の市街地の整備に関 する事業の施行者は，その事業の施行区域の全体を高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できるように，対象施設相互の連続性に配慮して，総合的に整備しなければならない。 （平成 17 条例 $110 \cdot$ 一部改正）
（福祉に配慮した設計者等の育成）
第36条 市長は，福祉のまちづくりに配慮した対象施設の企画，設計及び工事の施工に携わる技術者を育成するよう努めるものとする。

第2節 公共車両等及び住宅の整備
（公共車両等の整備）
第37条 公共車両等を所有し，又は管理する者は，当該公共車両等を高齢者，障がい者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための整備を行うよう努めるものとする。 （平成 17 条例 $110 \cdot$ 一部改正）
（住宅の整備）
第38条 市長は，住宅（共同住宅の公共的利用部分を除く。）について，高齢者，障がい者等 が安全かつ快適に生活できるようにするための構造及び設備に関する指針を定め，当該指針 に沿った住宅の普及に努めるものとする。
（平成 17 条例 $110 \cdot$ 一部改正）

## 第5章 雑則

（委任）
第39条この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。
附 則
この条例は，平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条第 2 号から第 4 号まで，第 5
条第 2 項，第 6 条第 2 項，第 14 条及び第 4 章の規定は，規則で定める日から施行する。
（平成 10 年規則第 92 号により附則ただし書に規定する規定は，平成 11 年 4 月 1 日か ら施行）
附 則（平成 17 年 6 月 23 日条例第 110 号）
この条例は，公布の日から施行する。

## 5 諮問

保政第1号
平成 26 年 4 月 2 日

福岡市保健福祉審議会
委員長 石 田 重 森 様

福岡市長 髙 島 宗 一 郎
福岡市保健福祉総合計画の改定等について (諮問)

福岡市における保健•医療•福祉施策につきましては，平成 23 年 12 月に改定した「福岡市保健福祉総合計画」等に基づき，総合的かつ計画的に推進しています。

しかしながら，昨年，人口 150 万人を突破した福岡市におきましても少子高齢化はさらに進行しており，就業人口の割合は減少するとともに，団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年 には，約四人に一人が高齢者となることが見込まれています。

今後，高齢者や障がいのある人をはじめ，すべての市民が一人の人間として尊重され，住 み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる，健康福祉のまちづくりを実現す るためには，こうした社会情勢の変化に的確に対応していくことが，より一層重要となって まいります。

そこで，現在の「保健福祉総合計画」，「福岡市高齢者保健福祉計画」，「福岡市障がい保健福祉計画」を再構築し，より市民生活に即した施策を検討することといたしました。各分野別の実施計画と総合計画を一体的に策定することにより，保健•医療•福祉に関する保健福祉施策を，これまで以上に充実したものとなるよう総合的に検討し，併せて，今後，本市が目指すべき施策の基本的な方向性を明らかにし，市民と共に健康福祉のまちづくりを推進し てまいりたいと考えております。

つきましては，
1 「福岡市保健福祉総合計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）の改定について
2 「第6期福岡市介護保険事業計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について 3 「第 4 期福岡市障がい福祉計画」（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定について

以上，総合計画の改定及び二つの実施計画の策定について貴審議会のご意見を伺いたく，諮問いたします。


[^0]:    ＊介護保険サービス：介護保険制度により受けられる訪問介護などのサービス
    ＊ICT ：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称

[^1]:    ＊インセンティブ制度：インセンティブ（incentive）制度は市民の健康づくりなどの取組みに対して報奖を付与 する制度で，これにより市民の行動変容を促進するもの。取組みに応じてポイントを付与し，市民は貯めたポ イントで特典を得られるなどの仕組みがある。

[^2]:    ＊バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フ リー）すること

[^3]:    ＊バリアフリー：P． 154 参照
    ＊生活支援サービス：介護保険の円滑な実施を促進するために設けられた，在宅の高齢者が介護に頼らずに自立 した生活ができるように支援するために，市町村が行う保健福祉サービスのひとつ
    ＊グループリビング ：一人暮らしの不安を考慮するため，食事等をともにし高齢者同士仲間づくりや交流を行う暮らし方

[^4]:    ＊ICT ：P． 231 参照

[^5]:    ＊生活支援サービス：P． 234 参照
    ＊バリアフリー：P． 236 参照
    ＊福岡市社会福祉協議会（市社協）：P． 236 参照
    ＊ユニバーサルデザイン：年齢，性別，能力，背景等にかかわらず，できるだけ多くの人が自由に快適に利用で き，行動できるように，ものづくり，情報，サービスや街づくりなどあらゆる場面で，あらかじめ，思いやり のある配慮を行うという考え方

[^6]:    ＊福祉有償運送：タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な要介護者や障がい者等の会員に対し， NPO等が自家用自動車を使用して，有償で行らドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

[^7]:    ＊衛生連合会：地域における健康づくり活動等を推進することにより，健康で文化的な市民生活の增進に寄与す ることを目的とした団体。市，各区，各校区衛生連合会で構成され，市，区衛生連合会は地域の健康づくり活動の支援，校区衛生連合会は自治協義会の構成団体として健康づくりを中心とした地域活動を担う。
    ＊自治協議会：おおむね数小学校区を単位として，防犯•防災，こども，環境，福祉などさまざまな事柄について話し合いながら，校区を運営する自治組織
    ＊インセンティブ制度：P． 232 参照
    ＊福岡市社会福祉協議会（市社協）：P． 236 参照
    ＊民生委員•児童委員：P． 237 参照

[^8]:    ＊ICT ：P． 231 参照

[^9]:    ＊認知症サポーター：認知症を正しく理解して，認知症の人や家族を温かく見守る応援者であり，全国で養成さ れている

[^10]:    ＊認知症サポーター：P． 236 参照

[^11]:    ＊認知症疾患医療センター：P． 236 参照
    ＊地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように，健康や福祉，介護などに関する相談を受けたり，その人の身体状況に最も適したアドバイスを行らなど，必要 な支援を包括的に担う機関。福岡市では，おおむね中学校区ごとに 57 か所•2支所設置している。（平成 27 年 12月現在）

[^12]:    ＊介護保険サービス：P． 232 参照
    ＊要介護認定者：P． 238 参照

[^13]:    ＊介護人材：本計画では，介護に関係する業務に従事する人のことを指す。

[^14]:    ＊生活支援サービス：P． 234 参照
    ＊介護保険サービス：P． 232 参照
    ＊介護人材：P． 232 参照

[^15]:    ＊生活支援サービス：P． 234 参照

[^16]:    ＊訪問介護：訪問介護員（ホームールパー）等が居宅を訪問し，入浴，排泄，食事等の介護，その他調理•洗濯•掃除等の日常生活上の世話を行う。
    ＊訪問看護：看護師等が居宅を訪問して療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

[^17]:    ＊介護人材：P． 232 参照
    ＊権利擁護：自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例：寝たきりの高齢者，認知症高齢者，障 がいのある人等）の立場に立って，代弁し主張すること，権利行使ができるよう支援すること

[^18]:    ＊地域包括支援センター：P． 235 参照
    ＊民生委員•児童委員：P． 237 参照
    ＊権利擁護：P． 233 参照
    ＊介護支援専門員：P． 232 参照
    ＊福祉用具：車いす，特殊寝台，床ずれ防止用具，歩行器，移動用リフト等
    ＊社会資源：社会的ニーズを充足するさまざまな物資や人材のこと

[^19]:    ＊共働：P． 232 参照
    ＊社会資源：P． 174 参照

[^20]:    ＊ICT：P． 231 参照
    ＊データヘルス計画：健康•医療情報の分析に基づく，効率的，効果的な保健事業を PDCA サイクルで実施するための保健事業実施計画
    ＊社会資源：P． 234 参照
    ＊地域包括支援センター：P． 235 参照

[^21]:    ＊地域包括支援センター：P． 235 参照
    ＊権利推護：P． 233 参照
    ＊福祉用具：P． 237 参照

[^22]:    ＊ICT ：P． 231 参照
    ＊在宅医療：通院が困難な場合等に，医師や看護師等の医療従事者が患者の自宅等に訪問し，医療サービスを提供すること
    ＊介護人材：P． 232 参照

[^23]:    ＊扶助費：高齢者，障がいのある人，生活困窮者などに対して市が行う支援に要する経費（生活保護費など）
    ＊経常的経費：年々繰返し経常的に支出される経費
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^24]:    ＊親なき後：本計画では，親が亡くなった場合に加え，障がいのある人を介護している親や家族が病気になるな どで，介護を継続することができなくなった状態を指す。
    ＊権利擁護：自身の権利や支援のニーズを表明することの困難な人（例：寝たきりの高齢者，認知症高齢者，障 がいのある人等）の立場に立って，代弁し主張すること，権利行使ができるよう支援すること
    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊強度行動障がい：直接的な他害（噛み付き，頭突き等）や，間接的な他害（睡眠の乱れ，同一性の保持等），自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態

[^25]:    ＊親なき後：P． 182 参照
    ＊社会的障壁：P． 234 参照
    ＊アクセシビリティ ：施設，設備，サービス，情報，制度等の利用しやすさ
    ＊ユニバーサルデザイン：年齢，性別，能力，背景等にかかわらず，できるだけ多くの人が自由に快適に利用で き，行動できるように，ものづくり，情報，サービスや街づくりなどあらゆる場面で，あらかじめ，思いやり のある配慮を行うという考え方
    ＊バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フ リー）すること

[^26]:    ＊第4次福岡市子ども総合計画：P． 235 参照
    ＊権利擁護：P． 233 参照

[^27]:    ＊ユニバーサル都市•福岡：ユニバーサルデザインの理念に基づいた，誰もが思いやりを持ち，すべての人にや さしいまちのこと。福岡市は，「みんながやさしい，みんなにやさしいユニバーサル都市•福岡」をまちづく りの目標像として掲げ，市政の柱の一つとして推進している。
    ＊親なき後：P． 232 参照

[^28]:    ＊医療的ケア：P． 232 参照
    ＊社会資源：P． 234 参照
    ＊強度行動障がい：P． 233 参照

[^29]:    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊難病：P． 236 参照
    ＊強度行動障がい：P． 233 参照

[^30]:    ＊社会資源：社会的ニーズを充足するさまざまな物資や人村のこと
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^31]:    ＊福祉有償運送：タクシー等の公共交通機関を単独で利用することが困難な要介護者や障がい者等の会員に対し， N P O 等が自家用自動車を使用して，有償で行らドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

[^32]:    ＊強度行動障がい：P． 233 参照

[^33]:    ＊福祉用具：車いす，特殊寝台，床ずれ防止用具，歩行器，移動用リフト等
    ＊ICT ：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称
    ＊小児慢性特定疾病：児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより，長期にわ たり療養を必要とし，及びその生命に危険が及ぶおそれのあるものであって，療養のために多額の費用を要す るものとして厚生労働大臣が定めるもの

[^34]:    ＊親なき後：P． 232 参照

[^35]:    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊性同一性障がい：P． 234 参照
    ＊認知行動療法：認知（ものの受け取り方や考え方）に働きかけて気持ちを楽にする精神療法（心理療法）の一種

[^36]:    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊社会資源：P． 234 参照
    ＊自閉症スペクトラム：自閉症，アスペルガー症候群，そのほかの広汎性発達障がいが含まれる。（スペクトラ ムとは「連続体」の意）。典型的には，相互的な対人関係の障がい，コミュニケーションの障がい，興味や行動の偏り（こだわり）の 3 つの特徴が現れる。

[^37]:    ＊難病：P． 236 参照
    ＊ピアスタッフ：「ピア」は「同僚，仲間」の意味。障がいのある当事者で，同じような障がいのある人に支援者 として関わる人
    ＊小児慢性特定疾病：P． 234 参照

[^38]:    ＊避難行動要支援者名簿：P． 236 参照
    ＊難病：P． 236 参照
    ＊福祉避難所：P． 237 参照

[^39]:    ＊難病：P． 236 参照
    ＊ピアスタッフ：P． 236 参照
    ＊自閉症スペクトラム：P． 234 参照
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^40]:    ＊親なき後：P． 232 参照
    ＊社会資源：P． 234 参照
    ＊成年後見制度：認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に，成年後見人などが財産管理等を行い，本人を保護•支援するもの

[^41]:    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊福祉的就労：障がい者の自立更生の促進や，生きがいづくりのため，就労継続支援事業所等で働くこと

[^42]:    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^43]:    ＊合理的配慮：障がいのある人が受ける日常生活や社会生活でのさまざまな制限の原因となる社会的障壁を取り除くために，障がいのある人に対し，個別の状況に応じて行われる配慮

[^44]:    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^45]:    ＊福祉的就労：P． 237 参照

[^46]:    ※バリアフリーについては，地域分野の施策 5－4（P．142）参照

[^47]:    ＊合理的配慮：P． 233 参照
    ＊福岡市バリアフリー基本計画：P． 237 参照

[^48]:    ＊共働：P． 232 参照

[^49]:    ＊特別支援教育：P． 236 参照
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^50]:    ＊ICT：P． 231 参照
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^51]:    ＊権利擁護：P． 233 参照
    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊親なき後：P． 232 参照

[^52]:    ＊権利擁護：P． 233 参照
    ＊成年後見制度：P． 234 参照

[^53]:    ＊社会的障壁：P． 234 参照
    ＊合理的配慮：P． 233 参照
    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^54]:    ＊合理的配慮：P． 233 参照

[^55]:    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^56]:    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^57]:    ＊ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も，互いに支え合い，地域で生き生きと明るく豊かに暮らし ていける社会をめざす理念

[^58]:    ＊発達障がい：P． 236 参照

[^59]:    ＊発達障がい：P． 236 参照
    ＊社会資源：P． 234 参照
    ＊自閉症スペクトラム：P． 234 参照

[^60]:    ＊ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称

